昭和50年10月9日第三種郵便物認可・毎月1回1日発行

ISSN 0582−4419

政策資料

No.238 《復刊133号》
1986年7月1日

巻頭言　高杉廸忠……1

〈特　集〉

教育問題について

●日本社会党教育改革第一次案
〝ともに生き・学び・育つこと〟を求めて……2

●臨教審の「教育改革に関する第二次答申」にあたって……23

〈資　料〉

●地方自治法改正案（職務執行命令訴訟制度改悪）に対する衆議院本会議質問…25

●ソ連の原発事故について（談話）……28

●「中小企業庁設置法」の提案理由説明…28

●当面の円高対策について……29

●戦後処理問題に関する申し入れ……30

●社会・公明両党会談メモ……31
（社・公政審会長会談の確認）……32

日本社会党政策審議会

巻頭言

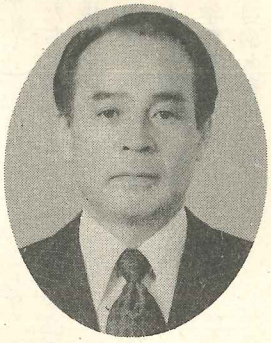

中曽根政治の総決算・同時選挙かくたたかう

高杉廸忠
政策審議会副会長

『私は、〝わかり易い政治〟、国民の皆様に〝話しかける政治〟の実現を心掛け、政治が国民に密着し、国民の気持を汲み上げる場として常に、そして更に健全に機能するよう、懸命の努力を続けます。』

これは、中曽根氏が首相に就任した、最初の国会で、自ら語った、衆・参両院の本会議場における所信表明演説の一節である。

今回の衆議院解散ほど国民に「わかり難い政治」は無い。

今解散における中曽根首相の強権的姿勢は、「国民の皆様に話しかける政治の実現」とは程遠く、歴代の自民党首相にも例を見ない極めて悪質、かつ策略に過ぎるものであり、臨時国会の一方的招集・冒頭解散という事態は、首相自らが議会制民主主義をふみにじり、政党政治の基本である与野党間の信頼関係を崩し、議会政治そのものの健全な発達をも損なうものであった。

われわれは、自民党と中曽根首相の党利党略による、この暴挙に対し、衆参同時選挙を通じ、鉄槌を下さなければならない。

わが党は、昨秋以来の急激な円高で、多くの輸出に依存する中小企業の深刻な不況を克服するための施策等その対策を早急に確立すべきことを再三にわたり政府に対して強く要請してきたところである。

しかるに、政府の総合経済対策は、円高と原油値下がりによる輸入差益の還元を除けば、見るべき対策はなく、円高により中小企業の倒産が続出している今日、中曽根内閣の無為無策に対して強い怒りを覚えるものである。

中小企業向けの円高対策は、選挙対策という一過性のものではなく、日本経済の構造・体質の改善に直結するものでなければならないことは言うまでもない。

さらに、選挙戦を通じて、国民に強く訴えて行かねばならないのは、国民の現在と将来の生活を不安に陥し入れている中曽根内閣の基本的な政治姿勢についてである。

三年有余にわたる中曽根政治の第一の特徴は、防衛関係費の突出による軍事大国化への危険な道をつき進んでいることである。そして、その一方で福祉・教育をはじめ、年金、医療等社会保障の切捨てが次々とはかられてきた。

第二の特徴は、財政・経済政策の欠如である。長期的展望が全くない〝増税なき財政再建〟路線を歩み続け、内需型経済への転換が実現出来ないばかりか、国債残高の増加をも止めることができず、一般歳出の削減のみに目を向け、自治体へのしわよせと国民生活の切り捨てをもたらしている。

われわれは、今選挙において、このような、勤労者・お年寄り・児童・障害者等の弱い者いじめに終始した中曽根政治の本質を明らかにしてゆかなければならない。

私は、今こそ、平和を守り、強い軍事大国化への道より、福祉の充実した心のかようやさしい社会を創造するため、今選挙で中曽根政治の転換とわが党の躍進をはかるべく、七月六日の衆参同時選挙を何としても勝ちぬかなければならないと決意をあらたにしているところである。

（参議院議員・たかすぎみちただ）

特集

教育問題について

一九八六・四・一九

日本社会党教育改革第一次案

〝ともに生き・学び・育つこと〟を求めて

日本社会党教育改革プロジェクト・チーム

目次

はじめに
一、「平和・共生の世紀」をめざして
二、私たちは教育をこう考えたい―共生・共学・共育をめざして
1 生涯にわたる学習権の保障を
2 人権と福祉にねざした教育を
3 学校を変える
4 自治と参加の教育を
5 「宇宙船・地球号」をめざして
三、私たちはこれだけはまず実現したい
1 のびのびとした、思いやりのある教育を
2 学校に自由と自治の息吹きを
3 希望者の高校全入と大学入試改革を
4 教師に期待する
5 学歴社会に風穴を
四、私たちの描く教育像
1 地域に子育てと学習のネットワークを
2 基礎学校教育を豊かに
3 基礎学校後教育をすべての人に
4 学術研究体制の民主化と充実
5 教育行財政のしくみを変える
6 平和・軍縮・国際連帯の教育を

はじめに

臨時教育審議会は、今四月下旬に第二次答申を出し、国家の主導による上からの教育改革の基本的な方向づけを終ろうとしています。

日本社会党は、総理大臣直属の臨教審は総理大臣や政権政党の意思に左右される危険が大きく、教育の政治的中立性が確保できないとの立場で、その設置に反対しました。そして、「第一次答申」や「審議経過の概要（その三）」についても批判的な立場で見解を明らかにしてきました。第二次答申も素案をみるかぎり、教育荒廃の克服を願う父母・国民の切実な要求にまったく背を向けているといわざるをえません。教育基本法を自分のつごうのいいように解釈したうえで、人材養成と国民の意識の管理を中心とした生涯学習体系を二

一世紀にむけてつくり出そうとしています。本当に教育基本法にのっとるとするなら、人権と平和の観点が不可欠のはずですが、臨教審には一貫してそれが欠けています。

また臨教審は、二一世紀像を国際化、情報化、成熟化の進展とし、それに対応した教育目標を、ひろい心とゆたかな創造力、自由・自律・連帯の精神、世界の中の日本人等においていますが、人権と平和の観点を欠くため、道徳の強調、エリート主義、公費教育の縮小と教育の産業化、国際大国化をめざした教育にならざるをえません。

私たち日本社会党も教育改革の基本原理のひとつに生涯学習を掲げていますが、これは権利としての生涯学習であり、国民が生涯にわたって自ら生活し学んでいくことを権利として保障するものです。また、国際連帯についても強調していますが、これは過去の戦争に対するきびしい反省のうえに立って「世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする」(教育基本法)ことであり、「モノ、カネ、ヒト」の海外進出のために、「国際化」をうたう臨教審とは相いれないものです。

私たちは臨教審による国民合意を欠いた、上からの教育改革を許すわけにはいかないと考えています。子ども・青年・父母や住民を主体にした改革でなければ教育荒廃は解決できないばかりか、二一世紀にむけた教育も実現できません。日本社会党は、国民総がかりの、そして草の根の教育改革をめざして、この教育改革案をまとめました。

これまでも私たちは、教育改革案を提起し、具体的なとりくみをすすめてきました。とくに「能力主義」と「国家主義」を排し、平等主義に立脚した教育を求めて一九七八年に策定した『八〇年代を展望する教育――新たな教育の創造をめざして』は、今日の状況にも基本的に通じる意義をもっていると考えています。しかし、教育荒廃がここまで深まり、他方、二一世紀を展望しなければならないという新しい状況に対応するために、また、臨教審の教育改革に対抗するために、これまでの政策を深め、改めて教育改革案を提起するものです。

一、「平和・共生の世紀」をめざして

1　二一世紀を展望しなければならないこの時期に、その世紀をになうわが国の子ども・青年は、教育荒廃のなかで悲鳴をあげ、苦悩しています。

教育荒廃がいわれて久しく、それだけに、さまざまな手だてが試みられてきましたが、事態はいっそう深刻になってきています。この事態を打開し、今を生きている子ども・青年の訴えや願いをかなえなければわが国の、そして人類の二一世紀がひらけないことはいうまでもありません。

2　それにしても、戦いに敗れ、私たちが平和と民主主義、そして、人権にもとづいた社会の建設と教育の推進を決意した時、いったいだれがこの事態を予想したでしょうか。

平和・国民主権・基本的人権の確立をうたった日本国憲法、個人の尊厳、真理と平和・普遍的でしかも個性豊かな文化の創造をうたった教育基本法とはまったくかけ離れた姿が、いま私たちの目の前にあるのではないでしょうか。

3　このような事態を招いたのは、長期保守党政権下の文教政策に直接の原因のあることは、戦後の教育史をふりかえれば明らかです。

教育を国家と財界のための手段とし、教育の地方分権や自由を侵害してきた統制・管理の行政が、子ども・青年の希望をうばい、教職員ののびやかな実践を押さえこみ、今日の深刻な教育荒廃をうんだのです。

また、利潤追及だけの産業政策、その一環としての労働政策が、人間疎外の労働と物質中心の生活をもたらし、「社会的弱者」の福祉をないがしろにしてきたことも、教育荒廃に手を貸したことをわすれてはなりません。

4　しかし、より根本的には、極端にすすん

だ産業社会や物質文明に原因を求めざるを得ません。

自然を収奪し、環境を破壊し、カネを最高の価値とする生活をつくりあげた結果、人間自身の生きる力が弱まり、心が貧しくなってきたのです。

しかも、わが国社会は異質の人間を排除し、タテ型社会の中に個人を埋没させがちであり、また、企業に典型的にみられるように、徹底した効率主義と競争主義の社会であるために、より問題の根を深くしています。

私たちはあふれる商品と飽食のなかで、第三世界の人々の苦悩に心を痛めることもなく、それだけに自分という存在を見いだせず、刹那（せつな）的に生きているのではないでしょうか。

5　こうした事態を招いた責任の一端は、とうぜん日本社会党を含む私たちおとな全体にあることを認めざるを得ません。保守政権の長期化を許し、また産業社会や物質文明の利便さを追い求めてきたわが国の経済・社会のあり方に十分批判的に対応できなかったことも深く反省しなければなりません。

子ども・青年が発している警告を真剣にうけとめ、政治や社会のしくみ、さらには、モノ・カネに過度に支えられた暮らしと生き方をも根底から見直す時期にきています。

6　臨時教育審議会（以下、臨教審）は、教育荒廃の原因や責任をいろいろと指摘をしているものの、これまでの保守党政権の文教政策を中心とした政策についての分析と批判をせず、教師や戦後教育改革に責任を転嫁しています。

そもそも、臨教審は「教育基本法の精神にのっとる」ことを法定されています。したがって臨教審は戦後教育の原点に立ちかえらなければならないはずですが、臨教審にはその自覚が欠けています。

7　私たちはいまこそ戦後の原点に立ちかえって、社会と教育のあり方を問い直す必要があります。

私たちは、社会と教育の現実を見すえればこそ、戦後の原点である平和・人権・福祉を基調とし、すべての人々が身近で多様なつながりのなかで、自分の持ち味を発揮し、希望と夢を育める社会と教育を実現しなければならないと思います。教育基本法前文は「われわれは、さきに、日本国憲法を制定し……理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである」と述べています。

8　しかし、その実現は容易ではありません。核の危機、環境汚染、自然破壊、人口爆発、南北間格差の拡大、国家・民族間の対立激化など、人類の危機の要因は多くあります。また国内では高度情報化社会への突入、高齢化社会の到来、経済摩擦の激化など、国民生活を不安におとしいれる様相が強まっています。これらは教育の荒廃の克服をおくらせます。

9　それだけに私たちは、多くの困難を承知したうえで二一世紀を「平和と共生の世紀」、すなわち世界の人々がさまざまな違いを大事にしながら平和の中で共存し、自然を収奪することなく自然と共生していける新たな世紀をめざして、努力し、その目的にむけて早急にとりくみを開始する必要があります。このとりくみの第一歩こそ、わが国の教育改革であるといって過言ではありません。

二、私たちは学校をこう考えたい——共生・共学・共育をめざして

いま子ども・青年は点数化された学力の獲得競争に追いまくられ序列をつけられ、バラバラにされてしまっています。受験学力だけが肥大化し、その多寡があたかも人間的価値を決定するかのようになっており、偏差値が横行しています。多くの子ども・青年が自分の存在をつかみきれず、生き方を見失い、孤独に苦しんでいます。「自分がわからない」「淋

しい」「むかつく」「かったるい」といった言葉がその状態を適確に表現しています。

規則や力にたよる生徒管理が子ども・青年の心をむしばんでいます。一人の少女が自殺して遺したものは、「学校なんて大きらい、みんなで命を削るから／先生はもっときらい弱った心を踏みつけるから」という詩でした。

子ども・青年の姿は、私たちおとなの姿を映し出しています。私たちおとなもまた、モノやカネ、情報が氾濫するなかで、そしてまた、利潤の追求に駆りたてられて、人生や仕事の手ごたえを見つけられず、人々との人間らしいつながりをつくることができず、うさ晴らしや孤独に追いこまれています。一人ぼっちで病床についていたり、病院で肩をひっそり寄せ合っている高齢者たち、アルコールにのめりこむ主婦、育児に悩む母親、仕事に追いまくられほんの一時だけの安楽さを求める父親など。そしてまた、管理社会のなかで自由と自己を見失なっているのではないでしょうか。

しかし、子ども・青年のいわゆる「問題行動」の奥深くには、多くの友だちやおとなたちとのつながりのなかで自分を見つめ、お互いに励まし合って、はつらつと学び育ってゆきたいという願いがこめられているような気がしてなりません。私たちおとなもまた、他人と競い合わなければ、それなりの生活がえられない現状をなんとかしたいと願っているのではないでしょうか。

私たちはこの願いをうけとめて、教育改革を実現しなければなりません。そのためにまず、教育という営みを見直してみることが必要だと思います。競争主義や管理主義を排した教育は、〝ともに生活し、生きることを通して、ともに学び、育つ〟ということを目ざすものでなければならないと考えます。

それは、親＝育てるものと子ども＝育てられるもの、教師＝教えるものと生徒＝教えられるもの、男＝養うものと女＝養われるもの、「健常」者＝援助するものと「障害」者＝援助を受けるものといった、これやでのあたり前とされてきた関係を、お互いに支え合い、学び合う関係に変えていくことであり、貧富の差やあらゆる差別がなく私たちがともに生きてゆける社会、諸民族と共存しうる世界を実現し、いのちの根本を支えている自然と人間との共生をはかって子ども・青年の豊かな成長を保障するということです。

そしてまた、私たちの生活や暮らし、その基礎をつくりだしていく労働を人間的なものにしていくことと教育・学習を結びつけることであり、自治と参加を具体化し自立と連帯・共助の社会や教育を築きあげてゆくことを意味しています。

この「共生・共学・共育」を教育改革の原点にすえることが、競争をいっそう激しく国家目的を至上課題とする臨教審の教育改革構想への対案になると私たちは確信します。

1　生涯にわたる学習権の保障を

○　憲法第二六条は国民すべてに「教育を受ける権利＝学習権」があることをうたい、教育基本法第二条は「教育の目的は、あらゆる機会、あらゆる場所において実現されなければならない」として生涯学習の精神を先駆的に規定しています。「だれでも、いつでも、どこでも」基本的人権としての学習権を保障することが、共生・共学・共育の基礎をつくりあげることになります。

一九八五年パリで採択されたユネスコの「学習する権利の宣言」は、この精神を国際的に確認したものであると私たちはとらえています。

○　学習権という人権の生涯保障であるかぎり、生涯学習は科学技術政策・技術革新や国家目的に従属したものではなく、私たちが人間らしく生き、育つために必要なものを主体的に学んでゆけるというものでなければなりません。社会の急激な変化に柔軟に対応しうるばかりではなく、社会や政治のありかたを不断に点検し、つくり変えていき、主権者として絶えず自己成長していくためにも、生涯にわたる学習権が保障さ

れるべきです。

○　そのためにも公教育すなわち社会共同の事業としての教育の充実、発展が必要です。保育や基礎学校教育（後述）は無償にし、「経済的、文化的権利に関する国際規約」に規定されているように「高等教育の無償の漸進的導入」を実現していくべきです。それ以外の教育は「できるだけ安く」うけられるようにし、学習の機会が不平等にならないように配慮しなければなりません。と同時に、私たちが、自主的にそして相互に学ぶ機会を積極的につくりだしていきたいものです。

○　生涯学習は、生活・労働・遊び（余暇）と密接に結びついてこそはじめて実現します。暮らし、働き、遊ぶ（余暇を生きる）なかで学び、学ぶなかで暮らし、働き、遊ぶことを可能にしなければなりません。

2　人権と福祉にねざした教育を

○　すべての基本的人権がおとなだけでなく、子ども・青年にも保障しなければ、学習権を本当に保障することにはなりません。「教育」や「指導」という名を借りて子ども・青年の人権を踏みにじること、例えば生活指導で子ども・青年の自由を抑圧したり、「愛のムチ」と称して体罰をおこなったりすることは許されるべきではありません。

　家庭や学校、地域さらには職場で、憲法上のあらゆる基本的人権を確立しなければ、人間解放につながる学習をすすめることはできません。

○　とくに、差別をうけている子ども・青年の基本的人権を確立しなければなりません。そして障害をもつ子、被差別部落の子ども・青年、養護施設の子ども・青年などに対するあらゆる差別をなくしていくことを大きな課題にしていくべきです。いじめや体罰、差別がこれだけあふれ出しているのは、わが国でいぜんとして人権が軽視されているからです。

○　従来わが国では教育という名のもとに福祉をきりすて、福祉という名のもとに教育を軽視してきました。学校は効率的に知識を伝達し、国家目的を子ども・青年に押しつけることを中心にしてきたため、子ども・青年の生活や遊びをないがしろにしたり、障害をもつ子などを排除してきました。福祉施設や福祉サービスでは、子ども・青年の最低限度の物的サービスを中心にしてきたため、彼らの学習要求を生活の中でうけとめていくまでにはいたりませんでした。

○　共生・共学・共育をめざす教育は、福祉と結びつかない限り実現不可能です。ゆたかな人間的つながりのある福祉社会の営みの一つとして教育を位置づけるとともに、共生・共助をめざす新しい福祉の考え方を教育のなかにとり入れ、ハンディキャップをもつ人々への援助を充実しながら、すべての人々がともに生きるなかで学び、育ち、ともに学び、育ちながら生きてゆくことを目ざさなければなりません。

○　人権にしろ福祉にしろ私たちの生き方、価値観、社会観を問うものです。人権と福祉にねざした教育も当然私たち自身の生き方や価値観などを問い直しつつすすめていく必要があります。

3　学校を変える

○　今日ほど学校への不信と疑念が満ちあふれている時はありません。学習権を行使し、主人公であるべき子ども・青年が、学校を拒否したり、学校から排除されるようでは、学校は根本的に改革せざるをえません。私たちは学校というものを変えることなくしては、教育改革を展望しえないと考えています。しかも生涯にわたる学習権保障という観点からの見直しもせまられています。

○　学校、とくに基礎学校（後述）はさまざまな子ども・青年がぶつかり合い、試行錯誤を重ねることのできる場所・空間でなければなりません。しかも教職員をはじめと

するおとなと彼らとの共生・協働的な空間でもあるべきです。そのうえで子ども・青年に自然、社会、文化、人間に対する好奇心や探究心を育てるところでなければなりません。

したがって学校の空間や時間を見直す必要があります。子ども・青年を型にはめこむような画一的な空間や時間は、管理と効率性にとっては有効でも彼らには有益ではありません。学校建築、校舎配置、時間割などを子ども・青年の活動にふさわしいものに変えなければなりません。

○　学校は過去の文化や科学の再創造・再発見を通して、今を生きている子ども・青年を未来にむけて成長をうながしていくという役割を担うべきです。そのためにも社会や政治の変革を担い、時代の変化に柔軟に対応できる自己教育力や、ともに学び育つ力を彼らが身につけられるように援助していかなければなりません。子ども・青年の自治と参加を徹底し、主権者学習を重視する必要があります。

○　情報化や技術革新に対して学校は、その光と陰を充分に見きわめて対処しなければなりません。とくに基礎学校では、間接的な擬似体験を増加させ、人と人との関係を希薄にし、モノに人間を従属させがちな情報化や技術革新にふりまわされることがあってはなりません。子ども・青年同士、彼らと教職員との直接的なかかわり合いや、地域の自然、文化、おとなとの結びつきを中心にした経験をゆたかにえられるようにすべきです。コンピューターや教育機器は、補助的な学習援助手段としてのみ導入すべきです。

○　教職員もまた役割を変えねばならないでしょう。「教授チーム」ではなく、子ども・青年そしておとなとの、さらに教職員同士の「共育チーム」へと。学校運営も共生・共学の方向で根本的に改めらるべきです。子ども・青年の自治とともに、教職員間の平等な役割分担と協力関係の創造が求められます。教職員が学校での生活や仕事に生きがいをもち、差別的な関係をなくし、個性的で自主的であることが、今とくに大切だと思われます。また教師は「専門家」を鎧（よろい）にするのではなくて酒落たスカーフとし、人間教師、生活主体として気楽に子ども・青年と向かいあったらどうでしょうか。

○　教職員の生涯学習の権利、とくに自主的な学習の権利が保障される必要があります。教職員自身に「学び」や「問い」の姿勢がない限り、子ども・青年のそれも育つはずがないからです。教職員の好奇心や探究心を満たすような学習の機会を大切にしたいものです。

○　学校が子ども・青年、教職員同士のいきいきとした生活や学習の場であるためには閉鎖的であってはなりません。地域や家庭から絶えず養分を補給される必要があるでしょう。地域や家庭に開かれ、それらと結びついてこそ学校を変えることにつながります。しかし、学校と家庭は協力することは当り前であっても、学校が家庭生活までも規制することは厳に慎むべきです。学校のために家庭の生活リズムや価値観を変えるように迫ることはもってのほかです。また、家庭は本来家庭でなすべきことを学校に安易に委ねることは望ましくないと思います。

○　一八歳までは差別なく、誰でもが喜んで学校に通えるようにすべきです。もちろんなんらかの理由で学校を離れた人に対する手だてがなければなりません。一八歳以降はだれもが自らの選択にもとづいて、進むべき道を歩み出すようにしたいと思います。このことは、一八歳以上の青年には成人として選挙権を含むあらゆる政治的、社会的な権利を保障することをも意味しています。

4　自治と参加の教育を

○　自治と参加があらゆる段階、あらゆる場

における教育、学習に不可欠となってきます。誰かに支配・管理されては学習権の保障も、共生・共学・共育もありません。

○　教育基本法第一〇条は「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」とうたっています。憲法第九二条の「地方自治」の本旨の一環としての「住民自治」とあわせて考えれば、教育における住民自治は重要な意味をもっています。教育は住宅、福祉、健康問題とならんで私たちの日々の社会生活、地域生活のいとなみの一環であり、私たちの生活の質にかかわるものです。自治と連帯を基礎として住民の共同事業としての教育が実現されるべきです。

○　参加はこの教育の住民自治を実現するための一つの重要な手だてです。父母・住民の、例えば学校行事への参加や校外学習の手伝いなどの多様な教育参加だけではなく、教育行政への参加も大切であることはいうまでもありません。そのための情報公開はきわめて大切です。父母・住民から遊離し、国家目的に従属し、子ども・青年ばかりか父母・住民を教化の対象としがちなわが国の教育と教育行政にとって、参加はきわめて大きな意味をもっています。

○　こうした自治と参加自体が学習そのものだと言えます。戦後「地方自治は民主主義の学校」といわれていましたが、今後改めてこの観点が強調されてもよいのではないでしょうか。ＰＴＡや公選制教育委員会制度の意味を再確認する必要があります。自治と参加は人々との連帯を不可欠とし、生活のあり方を問い直すことなくして本物になりえません。自治と参加は共生・共学・共育そのものといえるでしょう。

5　「宇宙船・地球号」をめざして

○　国際的な平和があってこそ、子ども・青年たちは将来に希望を見い出し、いまこの時を生きることができます。一国だけ平和であってもいく重にも国際的なつながりがあるこの時代ではそれは不安定なものです。さまざまな人種、民族が手をつなぎ、共存し、お互いの生活を安定、向上させられるような世界の平和を追い求めなければなりません。

○　私たちは四〇年もまえにすでにこの精神を、わが国の憲法と教育基本法において確認しています。日本国憲法は、私たち国民は恒久的平和を願い、平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼し、全世界の国民がひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するものであると、その前文でうたいあげています。そして教育基本法は、この理想の実現は教育の力にまつべきものであると宣言しています。

　宇宙船・地球号のすすむべき道をこれだけ明確に示しているものは他にありません。

○　核戦争の危機がせまり、わが国がふたたび軍事大国への道をふみ出そうとしている今日ほど、過去に侵略戦争の誤ちをおかし、今日でも他の民族や国民を収奪し、貧困を強いているわが国において、平和・軍縮、国際連帯の教育を今すぐすすめていくことの重要性を強調してもしすぎることはありません。過去の侵略戦争の責任を自覚し、今日のエゴにあふれた生活の見直しを含む教育に真剣にとりくまなければなりません。

○　国民に競争を強い、民族差別を温存させている国家を私たちの手でつくり変えていくことも大きな意味をもっています。現在の国家を国民主権・平和主義をかかげる憲法にかなったものにしていくことが、私たち日本人の大きな課題でもあります。このことが真の国際連帯につながっていくものだと考えます。偏狭な民族主義や大国主義ではなく、アジア、世界、宇宙の中の日本を自覚しうるような教育こそ私たちにはふさわしいものだと考えます。

○　自然を人間の力で制約し、利用し、破壊

してきた私たちは、私たち自身の存在の危機をむかえています。環境汚染、森林の消滅と砂漠化などが人間の生活に大きな影をおとし、人間の「内なる自然」を弱め、生命をおびやかしています。生物や人間の生命を操作する遺伝子工学などがいっそう拍車をかけています。

○　私たちは、自然や生態系全体は、人間をも含む有機的で総合的なシステムであり、そのなかですべての生物が共生しあっているという考え方に立って、人間が自然の一部であり、他の生物と共生していることを実感し、「外なる自然」とつき合ってゆける力を育む「みどりの教育」をすすめなければなりません。

○　「宇宙船・地球号」は国際的な共生・共育の思想を集約したものと私たちは信じています。青い宇宙にうかぶ緑の地球号の一員として、子ども・青年たちが生きられて幸福だったと思えるように私たちは努力したいものです。

三、私たちはこれだけは実現したい

子ども・青年の心とからだをむしばんでいる教育荒廃は今日のわが国の教育を根本的に変えなければ克服できません。また同時に、緊急にとりくまざるをえない課題がたくさんあります。日々生活し、成長している子ども・青年の要求と問題提起にいますぐ応えることが大事だと思います。

私たちは前章で述べた基本的な考え方に沿い、次章で構想する教育像につながる重点的な課題をここで提起し、「教育荒廃」の克服にむけた政策と運動をすすめ、実現にむけて努力します。

1　のびのびとした思いやりのある教育を

点数によって子ども・青年に序列をつける教育、選別的な受験教育体制をうち破って、彼らがのびのびと、思いやりをもって育ちあえるようにすることがまず必要です。せめて高校までは点数を気にせず、友だちとの陰湿ないがみ合い・いじめ合いのない、学ぶことの楽しさを味わえるような学校生活を保障すべきです。

臨教審の、受験競争の低年齢化をもたらすような各都道府県数校だけの六年制一貫中等学校構想や、題目のような道徳教育の教化は、むしろ逆効果をもたらすものでとうてい認められません。

(1)　学ぶこと、分ること、ともに育つことの楽しさを味えるようにするため教育内容の徹底的な精選が必要です。民主的に構成された「教育課程審議会」で根本的な見直し作業をすすめます。学習指導要領は法的拘束力をなくして「目やす」とし、教育過程が子ども・青年の要求や地域の実態に見合って各学校で自主的、創造的に編成されるようにすることが不可欠です。

(2)　教科書の作成は、子ども・青年が興味をもてるようにし、創意・工夫されるべきです。教科書検定は将来的には廃止しますが、当面、行政機関から独立した機関を設置し、教科書の内容や表現について専門的な示唆、助言、勧告をおこなうものに変えていくべきです。教科書選択は、それぞれの学校にまかせることにします。教科書の使用については、教師の自由にゆだねるべきです。(このことは、教科書中心主義を改めるためにも重要です)。

(3)　差別をなくし、他人に対する思いやりや、ともに生きる力を育むため人権教育を徹底します。部落解放、女性解放、障害者解放の教育はとくに必要とされます。また人権教育の一環としての「福祉教育」を導入すべきです。

(4)　社会や生活の基本を支えている労働の意味を学ぶ「労働教育」、今日の社会生活に欠かせない「消費者教育」、協力して一つのことをやりとげる喜びばかりか、自分を表現する喜びをもたらし、自分の存在を見直すことをうながす「演劇教育」などが積極的にとりあげられるべきです。

(5)　「みどりの教育」を充実するため、学校環

境に自然をとり入れること、自然の中で物をつくり、生物を育てる経験を保障すること、都市部の子どもたちと、農山漁村の子どもたちとの交流をはかることなどを具体化すべきです。

また健康という観点だけではなく、表現主体として、しなやかなからだを育てていくようなものに「体育」を変えていかなければなりません。

(6) 点数中心の評価方法、これをうみ出している指導要録の「五段階相対評価制度」、さらに選抜に使われている内申書などを見直さなければなりません。内申書は、本人の希望により開示することにします。子ども・青年の一人ひとりの理解度・到達度、これからの学習の課題ばかりでなく、学級全体がともに学ぶ力をどれだけ獲得できたかなどを知るための評価に変える必要があります。もちろん教師自身の反省を含むものでなければならないと思います。

(7) 一人ひとりにゆきとどいた教育を保障するとともに、子ども・青年がともに学んでゆけるようにするために、学級規模を適正なものにします。「四〇人学級」を早期に実現し、さらに「三五人以下学級」とし、障害児がいる場合にはさらに少ない生徒数に向けた施策が必要です。

またゆきとどいた教育の実現を阻み、「校内暴力」の大きな原因でもある「過大規模学校」の解消をはかります。そのため、用地取得を含む国の助成措置の制度化をはかります。

(8) 障害を持つ子が希望する普通学校・学級で学び、地域の生活の中で学び育つことを保障し、障害を持たない子どもたちとともに学べるようにすること（共学）が実現されねばなりません。共学への道に向けた手だてを積極的に創造する必要があります。障害をもつ子を排除するような今日の教育が、いじめ問題をうみ出しているのではないでしょうか。

(9) 男女の役割分業観に立つ高校における家庭科の女子のみ必修をやめ、小・中・高校を一貫した家庭科男女共学・必修を確立するとともに、技術科の男女共学をすすめます。また不当な男女差別をなくす教育はあらゆる機会を通じておこなうことが大切です。男女がともに生き、ともに育つための教育を私たちは主張します。

2 学校に自由と自治の息吹を

学校に管理主義の風潮がはびこっていることも、「教育荒廃」をうみ出す一因となっています。規則やきまりで子ども・青年をしばり、体罰でおどし、内申書をだしに使うことは「反教育」としかいいようがありません。また、子ども・青年と日々向きあっている教職員が厳しく管理されていては、この風潮は改めることはできません。また学校が教育委員会によって、教育委員会が文部省によって押さえられ統制されていては、試行錯誤をふくんだ、のびやかな教育は不可能です。

学校に自由と自治をねづかせることが大きな課題だと私たちは考えています。もちろん、それは教師中心の閉鎖的なものであってはなりません。子ども・青年の自治を基本とし、父母、住民とともに教職員がつくりあげるものだと言えます。

(1) 校則や生徒心得を子ども・青年、父母と教職員がともに早急に見直すべきです。子ども・青年の人権保障を中心として学ぶものの立場を大切にするようなルール作りを考えなければなりません。規則の網の目の中に子ども・青年を追いこんでゆくような意識がおとなの中に潜んでいるのではないか自問してみることも大切でしょう。

現在、国連ですすめられている「子どもの権利」条約の策定作業に対応して、子どもの権利を確立するための法律が必要です。

(2) 深刻化しているいじめ問題や子ども・青年の人権侵害に対し、緊急に「人権一一〇番」や「いじめ一一〇番」などを学校外に、しかも地域住民の手で設置する必要があります。

(3) いじめの問題の要因の一つにもなっている体罰は、一掃されなければなりません。精神的暴力も子ども・青年の心を傷つけるばかりです。懲戒は最小限度にとどめるとともに、その手続を適正なものにし、懲戒後の指導を重視することが大切です。また高校における「中途退学者」の復学の道をもっと拡大すべきです。

(4) いじめられている子どもや登校拒否の子どもたちに、緊急避難的な場所を確保すべきです。そこで彼らの心を解放するいっぽう、学校では根本的な解決にむけて努力しなければなりません。しかし、これはあくまで一時的なものでなければなりません。

(5) より根本的には子ども・青年の自治的諸活動の活性化がなければなりません。児童会、生徒会を彼らの手に委ね、学級会活動を充実し、学校行事等に彼らの意思を大幅にとり入れるべきでしょう。いじめの問題の解決の一つに、子ども・青年の自治的諸活動の充実が大きく役立っているのは確かなことです。クラブ活動や部活動も競争意識を煽りたてるようなものであってはなりません。

(6) 職員会議を、すべての教職員参加の民主的議決機関として活性化させる必要があります。主任制は廃止して、改めて教職員の役割と協力の関係を各学校で創造すべきです。教職員の自治なくして子ども・青年の自治もありえません。

(7) PTAを民主化し、教職員のPTA活動への積極的な参加をうながすとともに、父母の意思が学校運営にも反映されるようにすべきです。学級PTA活動を活性化することも大切です。

学校を父母や地域住民に開かれたものにするため、各種の通信や便りがもっと発行されるだけでなく、それが学校側からの一方通行的なものではなく、父母や地域住民の要望や意見が反映されるようにする必要があります。現代各地ですすめられている「教育懇談会」や「教育を語る会」などがもっと拡大し、定着するようにしたいものです。それにしても教職員が学校の中を忙しく走り回っていてはこうした試みはうまくいきません。教育条件の整備を教職員が父母、地域住民とともに要求していく必要があります。

(8) 教育委員会も自治と参加の観点から改革を要します。教育委員の公選をめざしながら、当面東京都中野区の準公選方式を全国的にひろめるようなとりくみが必要です。準公選制を違法とみなし、これを撤回させようとしている文部省・自民党に対しては強く批判しなければなりません。

教育委員会の会議の公開、委員と住民との地域懇談会の開催など住民意見が反映されるようなしくみが工夫されること、学校の自治を制約している学校管理規則の見直しなどがそれぞれの地域ですすめられるようにすべきです。

都道府県・市町村の教育長任命についての文部大臣・都道府県教育委員会による承認制は廃止しなければなりません。また東京都に関する特例を定めた「地方教育行政法」第五九条を廃し、特別区の教育委員会の権限、自主性を確保しなければなりません。

(9) 「日の丸」を国旗として掲揚すること、「君が代」を国歌として斉唱することを強制することは絶対に認められません。強制的な愛国心教育は国家中心の教育の推進につながり、子ども・青年の自由を制約し、人格の完成を目指す教育基本法に反するからです。

3 希望者の高校全入と大学入試制度の改革を

今日高校へは約九四%の青年が進学し、準義務教育的な状況になっています。しかし、受験競争は激化し、中学校教育をゆがめます。進学校に進学した青年は、ひき続き点数獲得競争の渦の中で点数と序列に一喜一憂し、その他の学校への進学者は多くの場合学ぶ意欲を育めず苦悩しています。多くの高校生は自

分の人生を見つめ、社会や人類の諸問題を考える機会を奪われ、「目あて」のない状況におかれています。一方ではハンディキャップを負った青年たちの進学機会はきわめて制約されています。

教育改革を断行するにはもはや希望者の高校全入から手をつけざるを得ないといって過言ではありません。

大学入試の改善と銘うって実施された国公立大学の共通一次試験は、部分的メリットよりも弊害が大きくなっていることは周知の通りです。私立をふくめたすべての大学の偏差値輪切り体制は、寸分の狂いなく仕上っているとさえ指摘されています。共通一次試験の廃止を求めざるを得ません。

(1) 希望者の高校全入に向けて

すでに九四%もの青年が高校に進学している今日、すべての青年に高校教育を保障することはその生存的基本権の保障につながります。希望する学科に入れるようにすること、さらになんらかの理由で高校進学を阻まれている青年の進学希望をかなえることがたいせつです。またいっぽう、中学校卒業後、高校進学を選択しなかった青年に、社会的不利が生じないような手だてを講じる必要があります。高校の授業料は無償にすべきでしょう。

○ すでに高校全入の状態にあるのに受験競争が厳しいのは、高校間格差が大きいこと、普通科への希望者が多いこと、さらに大都市では公立高校が少ないことが原因になっています。入学者選抜をやめて、青年の希望に応じた学科編成を行ない、格差が出ないように希望者の入学先を決定すべきです。そのためには次のように対処することにします。

。中学区単位で高校をグルーピングする。その学区内の中学校の高校進学希望者に事前に希望する学科を聞き、グルーピングした高校間で学科の編成をおこなう。

。希望者が多いと予測される普通科については、高校と居住地との距離や交通の便などを考慮して進学先を決定する。

。学科編成にいたらないほど希望者が少ない場合には、普通科もしくは他の関連職業科に入学した上で選択を通して必要な学習ができるような措置をとる。

○ 同和奨学金や養護施設出身者に対する奨学金の増大、「中国残留孤児」の子どもや海外帰国生徒への特別な配慮などをおこない、すべての青年が平等に高校教育を受けられるようにすべきです。さらに障害青年の高校進学を保障する必要があります。そのうえで本人や父母の強い希望があれば、高校に障害児学級、障害児教育諸学校に高等部、高等部校を設置するなどして後期中等教育を保障すべきです。

希望者の高校全入ができれば、定時制や通信制課程は働きつつ学びたいと希望する青年の学習を保障する本来の役割をとりもどすことができます。例え少数であっても定時制や通信制課程を希望する青年たちの学習権を保障する義務が行政当局にはあります。

(2) 各大学で独自の入試を

○ 現在政策的に押えられている大学を国公立大学を中心に増設し、青年の進学要求に応える必要があります。その場合、社会人入学、障害者の入学、働きつつ学びたい人の学習要求に特に配慮すべきです。また高等専修学校卒業生だけでなく、外国人学校の卒業生にも受験資格を認めるべきです。とくに後者に関しては私立大学の多くがすでに実施していることを踏まえて、国公立大学も認めるべきではないでしょうか。

○ 極端な偏差値輪切り体制をうみ出したばかりか、内容の国家統制を強めることになった国公立共通一次試験は廃止すべきです。

当面、入試は個別大学・学部に委ねることとし、国立大学については、かつての一期校と二期校のような格差が生じないように、いくつかのグループ（固定しないようにする）に分け、複数の受験機会を設けるようにすべきではないでしょうか。また難

問・奇問を防ぐため入試問題を公表すること、大学入試センター作成の問題を自由に利用できるようにすること、また高校の教科・科目にそのまま対応した形での筆記試験ではなく、統合するなどの工夫をすることなども考えられて良いと思います。なお、大学入試センターは、大学入試に関する調査研究を通して大学入試改善に関する提言をおこなったり、受験生に対する相談活動をおこなったりするようなものに役割を変えるべきでしょう。

○　早急に「大学入学試験検討委員会」を設け、「大学入学資格試験制度」を含む入学のあり方を三年間の期限を区切りとして、国公私立の大学、高校、中学校の関係者の意見を最大公約数的なものにまとめ、国民的な討議に付して根本的な改革を目ざします。

○　各大学が個性的で独自の入試ができるようにするには、大学改革と結びついて各大学がそれぞれに持ち味を発揮できるようにする必要があります。大学間の研究教育条件の格差の是正とともに、大学改革をすすめる各種の条件整備を教育行政当局はおこなうべきです。

4　教師に期待する

教育荒廃は、教師のあり方にまで深く影響を及ぼしています。点数獲得競争に追いまくられ、豊かな感性を育めないままに大学に入り、さらにペーパーテスト中心の採用試験を余儀なくさせられて、どうして子ども・青年の心に寄りそったり、自から学ぶ意欲や人生への問いを育てたり、仲間づくりを援助できたりするでしょうか。教師になったらなったで忙しさに追いまくられて子ども・青年とゆっくりむき合う時間もなく、生き生きとした実践が押さえられているありさまでは、教師はおのずと子ども・青年を管理するようになってしまいます。

いま教師批判が高まっていますが、それだけ教師に期待するところが大きいともいえます。子ども・青年そして父母は、自分たちの声に耳をかたむけ、心を開き、自らの誤りを率直に認める教師を望んでいます。それだけに臨教審のように権力的に教師を変えるのではなく、教師が生涯にわたって学習できる条件をつくり、不断の自己変革ができるようにすべきです。

(1)　大学での教員養成の自主的改革を強く望みますが、そこで憲法や教育基本法、差別と人権について深く学べるような教育課程の編成が必要です。教師希望者全員が、憲法・教育基本法にもとづいた戦後教育改革の原点を、そしてまた、解放(同和)教育、障害児の教育(とくに共学)、男女平等の教育について学習できるようにすべきです。また文学、哲学、社会思想史、心理学など広い意味の人間研究や自らのライフ・ヒストリー(自分史)をふりかえって相互に検討しあうなどの学習が幅広くおこなわれても良いでしょう。社会経験や自然のなかでの生活体験も積極的にとり入れる必要があります。

(2)　教師の選考・採用については、基準や手続きを原則的に公開することとし、密室的な選考のあり方を変える必要があります。試験問題や解答についても公開をすべきです。また、選考や採用の基準や手続の明確化に際しては、教員養成関係者や教職員団体の代表者、父母団体の代表者の意思が反映されるべきです。

(3)　また、選考試験や採用についての資格制限(年齢・国籍・身体的条件など)を緩和し、教師への道を拡大すべきです。とくに在日外国人や障害者を締め出している現状は、教育における差別を助長することになるので、早急に改善されねばなりません。社会的経験を有する人が教師になれるように、一定の学習を経た後に採用できるようにすべきです。

(4)　新任教員については「教師は職場で育つ」「教師は子どもに育てられる」「教師は自由な雰囲気の中でこそ成長する」といった原

理にもとづき学校内で子ども、先輩教師や父母に支えられながら学び育っていけるようにすべきです。そのための条件整備こそ教育行政当局の主要任務だと言えます。

また、教師の生涯にわたる学習や自主研修の権利が確保されるべきです。七～一〇年程度の経験後に一年間休暇をとり、自己学習できるような制度（サバティカル・イアー）を導入する必要があります。教育行政当局は形式的な官制研修を整備するよりもむしろ、多様な学習の場を教師が利用できるように条件整備につとめるべきです。

(5) 教師がのびのびとした教育実践を展開できるように、主任制や管理統制をやめるほか、無過失責任の学校災害保障制度を確立すべきです。責任追及を恐れて教育実践が萎縮するようでは、子ども・青年のはつらつとした学習や活動を援助することは期待できません。

5 学歴社会に風穴を

今日の点数序列主義や受験中心の教育の背景に学歴社会の問題があることは、改めて指摘するまでもないことです。「よい学校」「より高い学歴」をわが子に望む父母の多くは、わが国が学歴社会である以上、それが子どもの幸せに結びつくと考えています。しかし、そのことが本当に子どもの幸福につながるものであるかどうか、を見直す時期にきていると思います。私たちが生涯学習を基本的人権として確立することを主張する理由もここにあります。

しかし、それだけでは問題は解決しません。縮まってきているとはいえ、いぜんとして所得面での格差は存在するし、社会的な評価にも差異が残っています。さらに学歴によって就職の機会が左右されるという問題は、高学歴化がすすむなかで、いっそう深刻になってきています。また、「タテの学歴」とともに、どの学校を出たかという「ヨコの学歴」（学校歴）も青年に心理的な負担をおわせ、必要以上のプライドをもたせたり、就職の機会の不均等をもたらす事態をうみ出しています。

学歴社会を変えていくには、経済・社会のあり方を根本的に改めていかなければなりませんが、当面、学歴社会に風穴をあけて問題点をひとつひとつ解決することが大切ではないでしょうか。

(1) 各種の資格試験において学歴による受験機会の制限（特定のものを除く）をなくすべきです。公務員試験においては「上級試験」をやめ、「キャリヤ組」などの特権を廃止すべきです。官公庁における昇進、昇格については、学歴や出身校に関係なく、必要な経験がいかされるようにすべきです。いわゆる「高級官僚」の天下り人事は認めるわけにはいきません。

(2) 民間企業における指定校制度を廃止し、就職の機会均等を法的に確保すべきです。また大学新卒者優先の風潮を改め、大学を就職のための手段としないようにすることも大切です。大学の「職業安定所化」を本来の姿にもどすため、学生に対する就職あっせんは大学ではなく職業安定所を通じておこなうようにすべきです。

(3) 学歴により所得格差を是正するため、全国一律最低賃金制度を確立するとともに、職階制による賃金格差をなくすようにすべきです。また現在、進学や就職の機会を大幅に制約されている障害者の雇用を促進し、雇用を拡大し「健常者」とともに労働し、生きていけるしくみも不可欠です。

(4) 卒業証書を廃止し、大学名を記載しない単位取得証明書を出すなどの工夫をして、どの大学を出たかではなく、大学でなにを学んだかが正当に評価されるようにします。また大学間の単位互換性を拡充することも大切です。

四、私たちの描く教育像

これまで私たちは共生・共学・共育という観点に立って緊急にとりくむ必要のある諸問題に触れてきましたが、私たちはより根本的な教育改革をめざす、望ましい教育像をここ

で描きたいと思います。共生・共学・共育にもとづいた教育制度、生涯学習の保障のあり方、その他さまざまな中・長期的な見通しに立った教育を構想してみます。このことは社会や国家のあり方と深くかかわらざるを得ないし、私たちの意識変革を伴う必要もあるので、困難な課題が多々ありますが、子ども・青年の置かれている現実と彼らの訴えかけてくるものに応えつつ二一世紀をも見通して考えたいと思います。

1　地域に子育てと学習のネットワークを

私たちは家庭で生を受け地域での生活を過ごしながら成長してゆきます。しかしながら現状は、家庭は孤立し、さまざまな困難をかかえています。地域での生活や学習も、かつてのような相互監視の網の目からは脱却しましたが、反面、多様な人間関係や生活を通しての育ち合いの場を喪失してきました。私たちが共生・共助できる地域づくりをめざしながら、社会共同の事業として地域に、子育てと学習のネットワークを作りあげる必要があります。

(1)　不安のない、共同の子育てを

①　だれしも親であれば、安心して子どもを生み育てたいと願っています。経済的な心配もなく、職場に気兼ねすることなく、ゆったりと子どもの成長を見守りたいと考えています。なによりもまず家庭が、親と子がともに生き、ともに育ってゆけるような安定したものであるように、社会的な支えが不可欠です。生活保護世帯、母子家庭や父子家庭に対する社会保障を充実すべきです。家庭生活や子育てにゆとりを保障するため、労働時間の短縮も当然のことです。また、働いている父母がＰＴＡや授業などに参加するための休暇を制度化します。

②　母親と父親が協力して子育てができるような体制も不可欠です。双方が育児時間や育児休暇、看護休暇をとれるようにすべきです。なお、母体保護と子どもの成長の基盤づくりという観点から、産休はとくに産後に関して一二週まで延長し、育児休暇は子どもが満一歳になるまでとれるようにします。母親に育児を押しつけるようなやり方では、「すべての人に生涯学習を」というスローガンが泣くというものです。

③　学童保育を充実し、放課後の子どもの生活を保障し、共働き世帯の子育ての不安をとりのぞきます。学童保育は児童館、学校、保育所など様々な場所でおこなうようにし、のびのびと遊べるようにします。

(2)　利用しやすい幼児園(仮称)の創設

①　現行の保育所と幼稚園を一元化し、子どもの生活と遊びを中心とした保育を行なう幼児園を創設します。生後一三週から五歳までを対象とする幼児園は、だれでもが利用できるようにします。そのためにも保育者の大幅増が必要となってきます。幼児園の設置基準は子どもの成長と保育者の労働にかなったものにします。

②　ただし、行政当局が社会的保育をないがしろにしてきた経緯や、幼稚園と保育所の生まれてきた歴史的背景があり、さまざまな問題がからんでいるので、当面幼児園にいたる経過的な措置が必要だと思います。保育内容、保育時間、保育者養成、設置基準、保育行政、私立への公費助成など解決すべき課題が山積しているので、更生省と文部省の共同責任で民主的な「保育一元化委員会」(仮称)を設け、その手だてを早急にくふうする必要があります。その委員会は、これまで数多く出された保育一元化についての提言をふまえて検討をすすめるようにすべきです。

③　私たちは、当面、つぎのような措置が必要だと考えています。幼稚園では、希望者に保育所と同じ保育時間を保障し、保育所では「保育に欠ける」という条件を拡大し、多くの幼児が利用できるようにします。保育内容を統一し、零歳児保育、長時間保育、学童保育を保障します。保母と教諭の差別をなくし、地位と待遇を引きあげます。保育所の保育料を、私立幼稚園の保育料なみ

に引き下げます。

④　障害幼児も、そうでない幼児とともに幼児園で「障害児福祉・教育センター」(後述)の援助を受けながら保育をうけられるようにすべきです。当面、幼稚園の障害児保育制度をつくるとともに、保育所の障害児保育制度を拡大していきます。

(3)　地域に子ども・青年のさまざまな空間と出会いの場を

①　幼児園を利用しない子どもたちの保育が孤立しないようなくふうや、幼児集団を保障することが大切です。遊び場での青空保育や児童館の幼児室の積極的な利用が考えられます。

時には幼児園に通う幼児と一緒に遊ぶ機会があってもいいでしょう。また幼児園が保育相談の機能をもつことも大切です。

②　遊び場やたまり場が地域にもっと数多く作られねばなりません。とくに中・高校生や勤労青年のたまり場が必要です。ただし、空間や場所があっても、彼らに時間的なゆとりがなければ意味がありません。受験競争や長時間労働から解放されなければなりません。

③　知らず知らずのうちに子ども・青年が学び、生きる力を身につけられるような、豊かな人間関係や自然とのふれあい、地域文化との出合いが大切です。地域の自然や文化、伝統行事を大切にしたり、地域で親や教師以外の多くのおとなと子ども・青年との出会いをつくり出すことが必要です。

(4)　住民本位の社会教育を

①　住民による主体的で相互的な学習が、これまでも全国各地で多様におこなわれてきましたが、今後こうした学習はもっと豊かになってくると思います。教育基本法の趣旨にのっとり、「社会教育の自由」を原点として、各種の行政サービスを充実していかなければなりません。

臨調・行革による社会教育関係予算の削減は許すことはできません。

②　各種の社会教育施設を計画的に設置するとともに、これらの施設の設置・運営について住民の意思を最大限反映するようにしなければなりません。住民による手づくりの施設づくりや運営を大事にすべきです。また同種の施設とのつながりをつけていくことも積極的にすすめるべきです。学校の人的、物的資源を住民が利用できるようにすることも必要です。

社会教育についての情報を住民に報らせるための広報活動を充実しなければなりません。

③　社会教育職員の充実とともに、ボランティアに対する援助や指導を拡充する必要があります。また、自主的に相互的にすすめられている住民学習に対する公費援助を拡大し、公費の配分については住民の組織に委ねるようなしくみをつくってゆくべきでしょう。

④　障害者の学習権保障についてとくに留意すべきです。障害者が「健常」者とともに学ぶことのできる施設づくりや、学習の機会をつくりだしていくべきです。また若い母親が積極的に学習をすすめられるように育児について配慮を要します。

(5)　校区を見直そう

校区は子ども・青年の日常生活圏や友人関係の拡がりの基礎的空間であり、また、地域の文化、自然、行事、祭りなどにふれて多くのことを学ぶことのできる身近かな文化伝承と学習の場であり、そして父母・住民が子ども・青年の生活や教育を具体的に見通すことのできる範囲であり、子育て・教育を通して地域の人間関係や日常生活圏がつくり出せる場です。

この校区を基礎にして、学校教育をふくめたネットワークづくりをすすめていくことが、教育改革への第一歩にもつながってゆきます。住民が安心・安全・健康に「住み」「働き」「育み」「楽しみ」「創造する」ということを目ざす「自立的生活圏」(日本社会党中期経済政策)を地域につくり出すことと密接に結びつけて、私たちは住民とともに、校区を基

礎単位とした地域教育計画づくりをすすめます。

2　基礎学校教育を豊かに

すべての子ども・青年に高校までの教育を権利として保障し、彼らが、ともに学ぶ喜びを味わい、生き方を模索し、それぞれの人生を選択し、生涯にわたって必要な時に学習できる基礎的な力を身につけられるようにします。したがって高校までの学校教育を基礎学校教育として位置づけます。

(1)　すべての子ども・青年が地域の学校でともに学ぶには

① 基礎学校は小学校（六年制）、中学校（三年制）、高等学校（三年制以上）とします。学校規模は、小・中学校は一二～一八学級、高校は一八～二四学級を標準とします。学級規模は三〇人以下とします。また国立大学の附属小・中・高校について、その本来の趣旨を徹底するため、学区制をしきます。

② 男女共学、統合制（普通教育と職業教育を統合したもの）を徹底する新しい高校は、国・公・私立をあわせて三～五校をめどとして一つの学区にまとめ、中学校からの進学に際しては、その中から一校を選択できるようにします。

各高校は、現在すすめられている「特色ある高校」のように類型化されたものではなく、学校行事、地域との結びつき、総合学習などの点で、それぞれの創意くふうによって個性をもつようにします。

なお現在子ども・青年の学力格差がかなり大きいため、こうした高校像は非現実ではないかとの疑念が生ずるかもしれませんが、小・中・高を通して受験学力ではなく、自然や科学、歴史や社会、文化や芸術、地域や生活に対する知的な好奇心や興味を育て、自ら学ぶ力を育てることが中心になるので、今日のような学力格差は大はばに縮小すると思います。

③ 教育課程は父母・住民の協力をえ、子ども・青年の意向をふまえて、各学校で自主的に編成するようにします。小・中・高校の教育課程に一貫性をもたせることにとくに留意すべきです。

中学校から選択教科・科目をとり入れ、高校ではかなり増やす必要があります。また中・高校間に節目をつけるため、中学校卒業時に、卒業研究・製作にとりくむようにします。

なお民主的に構成する「教育課程審議会」で、教育内容の徹底的な見直しをおこない、教育課程編成の指針を作成することにします。教育課程編成の柱を、自治的諸活動・総合学習・教科とすること、教科は大胆に再編することなどを私たちは提起します。

④ 教科書検定は廃止します。無償給付の教科書は一種類とし、複数の教科書が使用できるように学校図書館に数種類の教科書をおくようにすべきです。教師は教科書の選択権をもち、選択に際しては「学校委員会」（後述）において父母や生徒の意見を聴くようにすべきです。

⑤ 過熱するいっぽうの学校スポーツは、地域に移します。地域に子ども・青年だけでなくおとなも入るスポーツクラブを組織して、そこでスポーツを楽しめるようにし、学校教育本来の姿にもどします。

⑥ 学校は五日制とし、子ども・青年の地域での遊びや学習を保障し、教職員の仕事にゆとりをもたせるようにします。当面、土曜日には教科学習は行なわず、校外学習や自治的諸活動をおこなうようにします。

⑦ すべての学校に学校食堂を置き、複数メニューのなかから選択できるようにします。地域で生産された新鮮なものを材料にした暖かい食事を、みんなで楽しく、文化としての食、コミュニケーションとしての食を学べるようにします。

⑧ 保護者の就学義務は現行どおり、六歳から一五歳までとしますが、弾力的な措置をとることにします。なんらかの理由で義務教育を受けられなかった人々が、希望により定時制中学（いわゆる夜間中学）などで

学習できるようにします。

また、親に教育権があることを前提として、子ども・青年の学習権を侵害しないことを確認したうえで、保護者がその就学義務を拒否できるようにします。

⑨ 現行の障害児教育諸学校は「障害児福祉・教育援助センター」とし、小・中・高校で学ぶ障害児に援助を与えるようなものに変る必要があります。時として保護者と本人の希望により短時間そこで必要な教育を受けることがあっても良いと思います。

(2) 自治と参加にもとづく学校運営を

私たちは学校に自由にものがいえること、学校への出入りが自由にできること、学校の施設・設備が利用しやすいこと、学校の様子がよくわかることを願っています。施設管理上多くの問題があることは周知していますが、そのことを理由にして学校の周囲に垣根を張りめぐらしてしまっては、地域にねざした学校、はつらつとした学校にはなりえません。地域や父母・住民に開かれ、その意見を反映するとともに、子ども・青年そして教職員の共生・協働の場であってほしいものです。

① 各学校（幼児園を含む）に「学校委員会」（仮称）を置き、学校運営に関する基本的事項を審議し、議決するようにすべきです。この委員会は父母代表、教職員代表、学校代表（管理者）の三者、必要に応じて生徒会の代表から構成します。教育内容・方法に関しては、教職員会が中心となりますが、父母の意向を十分に反映すべきです。父母会は会員どうしの自由な話し合い、学校教育、学校運営に対する協力と参加のあり方の検討、独自の行事運営などを行なうことが考えられます。学校代表者は学校委員会の決定にもとづき具体的な学校運営に責任をもつこととします。

② 地域に「学校委員会協議会」（仮称）を置き、学校委員会間の連携をはかり、地域の学校教育や保育のあり方について協議し、教育委員会に対して様々な提言をおこなったり、教育委員会と協議したりすることが考えられます。

(3) 教育養成の充実を

戦後の教員養成改革の原則であった「開放性」を徹底し、共生・共学・共育にもとづく学校教育にふさわしい教員の養成制度を確立します。

① 教員養成は大学の学部（四年間）と、従来の教員養成大学・学部に設置する「教員学習センター（一年間）」（仮称）でおこないます。学部段階では開放性をいかして、どの専攻分野の学生であっても、教師を希望する学生に対する教職オリエンテーション教育を行ない、教員学習センターでは、専門的で実践的な学習を行なえるようにします。

なお教員学習センターは、現職教員の長期研修機関及び社会的経験を有する人々の学習機関の役割をになうことにします。ここでさまざまの人間がともに学ぶことの意義はきわめて大きいと思います。

また、現行の教員養成学部・大学は教師以外の道にも学生がすすむことができるよう、幅広く研究と教育をおこなうものに改組します。

② その他学部段階でオリエンテーション教育をうけ、所定の単位を取得した場合には基礎免許、教員学習センターを終了した段階で本免許を与えるようにすることなど、教員養成の抜本的改革について民主的に構成された「教員養成審議会」で審議します。保育者養成は、四年制課程でおこなうようにします。

3 基礎学校後教育をすべての人に

基礎学校で自然や社会について基本的なものを学び、友情を育て、自己や人生について考え、ゆったりとした学校生活や地域生活を経た後、子ども・青年は自ら選択した道に向って歩み始めます。これ以降の道はそれこそ多様であっていいと思います。ただその道に格差や差別があってはならないし、それぞれの道が閉鎖的であっても困ります。社会人に

なってからも大学に入れるようにすること、働きながら、生活しながら学ぶ道が保障されるようにすべきです。

(1) **中等後学校教育の拡充**

① 中等後の学校教育を行なう機関は、大学（大学院、大学校を含む）、地域総合短期大学（コミュニティ・カレッジ）、放送大学、専門学校などとします。国公立の場合は男女共学とします。働きながら、生活しながら学習することを希望する人々を受け入れるため、昼間部、夜間部の差別のない「昼夜開講制」を導入し、通信課程を充実します。

② 大学の学部は、基礎専門教育を中心とした、高度の学問的教養機関とし、一般教養と専門教育を統合したものにします。当然、従来のような課程としての教養部は不要となります。

大学院は、研究者養成、専門家養成、高度の学問追究を希望する人々のための研究・教育の場とします。

③ 大学の自治・学問の自由を前提として、国民に開放された国民のための大学とします。障害者、社会人、高年者など、さまざまなハンディや経験を有する人々に門戸を開く必要があります。

また各大学が個性的な研究・教育を行ない、国民のニーズや時代の変化に柔軟に対応できるように大学設置基準を改めるとともに、条件整備を積極的にすすめなければなりません。

④ 地域総合短期大学は、都道府県および政令都市が原則として設置するものとし、短大、職業訓練校、専門学校などを吸収して組織するものとします。希望者全員入学制とし、職業教育、生活科学、地域経済、一般教養、大学進学などのコースを設置し、夜間課程も設けます。授業料は極めて安くすべきです。

⑤ 放送大学は、教育の国家統制、一方的な伝達機関とならないような歯どめを設け、全国的に利用できるようにします。スクーリングは地域総合短期大学を中心に行ないます。

⑥ 奨学金制度は、生涯学習権の保障という観点から、これまでのような育英奨学ではなく、中等後学校教育をうける人々の就学保障を目的とする給費制にします。そのため必要学費から、保護者ないし本人が充当できる額を引いた残りを給付することにします。

(2) **大学入試の改革**

大学入試は学歴社会の打破、格差のない選択可能な多様な教育機関の設定、大学教育改革などと歩調を合わせなければ、いぜんとして選抜型のものとなってしまいます。前述した「大学試験検討委員会」を早急に設置し、大学入試を青年の進路・人生選択の一助となりうるようなものにする改革案をまとめる必要があります。その場合次のような点を考慮すべきでしょう。

○ 進路、職業、人生選択を考えさせる時間を設定するなどして、中学・高校段階における進路指導を充実すること。

○ 教科試験、筆記試験のみにとらわれない様々な試験の工夫。

○ 入学定員枠の多様な設定――例えば社会人、海外帰国生徒、障害者など。

(3) **成年期学習機会の拡充**

地域的な学習のネットワーク以外にも、成年が働きながら学べる機会が多様に設けられるとともに、それを利用しうるような経済的、時間的な条件づくりが必要です。労働時間の短縮がとくに求められます。

① 中等後学校教育機関を成年が利用できるように、大学や地域総合短大の社会人への開放が必要です。

② 企業内教育については、公共的な部分でおこなえるものは、公共機関でおこなうように再編成する必要があります。

③ 有給教育休暇制度を確立し、学習権が現実的に行使できるようにします。そのため、一九七四年に採択されたＩＬＯ第一四〇号条約（有給教育休暇に関する条約）を早急

に批准し、国内法を整備しなければなりません。

学習内容は個人に委ねられるものとします。

4　学術研究体制の民主化と充実

自然と共存し、国民生活の質的向上に資し、第三世界の人々の暮しを助けるような学術研究がいっそうすすめられるように私たちは望みます。もちろん、大学や公共的な研究所の研究は、個別企業の利潤追求に奉仕するものであってはなりません。

(1)　大学、公共的研究所は基礎研究に重点をおくことにします。この基礎研究を充実させるためには研究費の増大が必要です。また、研究職を志す人々への充分な援助をおこないます。

(2)　研究条件、地域的なバランスなどを考慮して、ブロックごとに連合大学院をおき、高度の学術研究の機関とし、研究者養成を充実します。この連合大学院は、学部と切り離した旧制帝国大学などを中心に組織することにします。

(3)　産・官・学の研究協力関係については、学術会議を中心に、国民各層の代表も参加する「研究協力審査機関」(仮称)を設置し、特定企業の利益に直結するもの、国民のいのち・健康を害するもの、人類の平和や自然環境・生態系等を破壊するもの、人間尊重を侵すものをチェックし、望ましい研究協力体制をつくり上げるべきです。

(4)　国連大学の活動を積極的に援助し、アジア諸国との協力を中心に、国際的な研究協力体制をつくるとともに、大学や研究所における学術国際交流を活発にする必要があります。

5　教育行財政のしくみを変える

わが国の教育行政は、第二次世界大戦後の改革の一時期を除いて、一貫して中央集権的で統制的でした。その結果、学校自治が育たず、教員統制や生徒管理がすすみ、教育内容の国家統制が強く、今日の教育荒廃の直接的な要因の一つになっています。

教育財政上も同じ問題をはらみ、各種の助成措置を通じて統制がすすみ、各自治体での創意やくふうを押さえつけるような形になっています。また、教育予算についても、臨調・行革により抑制され、受益者負担、私費負担を重くし、国民の学習権保障がないがしろにされています。家計を圧迫しつづけている教育費の父母負担の軽減は緊急の課題です。

私たちは戦後教育改革の精神に立ちかえり、地方分権、地方・住民自治、条件整備中心の教育行財政、教育の自由をうたっている憲法、教育基本法の趣旨にもとづいて教育行財政のしくみとあり方を変えるべきだと考えています。

(1)　地方自治を確立し、住民自治にねざした教育行政を

①　教育委員会制度の改革

教育の地方自治を担うにふさわしい権限と組織をもち、住民自治の趣旨に則り住民参加を保障し、学校等の教育機関の自治を尊重するような教育委員会に変えていく必要があります。

㋐　教育委員会は現行通り都道府県及び市町村（特別区を含む）におくことにします。都道府県教育委員会に準ずる政令指定都市には区に「地区教育委員会」(仮称)をおきます。教育委員は公選制とします。

㋑　教育委員会の組織及び権限は別に法律、条例などで定めることにしますが、予算に関する権限、会議の公開、教育情報の公開、住民参加、学校自治の尊重などに留意すべきです。

㋒　総合化がすすむ自治体行政の中で、教育委員会は教育行政の独自性をそこねない形で、積極的にその他の自治体行政との関連を深めていく必要性があります。また教育行政をすすめるについては、子ども・青年、父母・住民の人権保障に留意し、適正手続きを確立すべきです。

②　社会教育関係団体・各種審議機関の民主

化と住民参加

社会教育行政は「サポート・バット・ノー・コントロール」(金は出すが統制はしない)の理念にもとづき、住民の自由かつ自主的な団体活動を尊重し、社会教育機関への住民参加、社会教育委員・公民館運営審議会などの選出への住民意思の反映などを確立します。

③ 中央教育行政機関の改革

これまでの文部省による中央教育行政は改めて指摘するまでもなく、大胆に改革されるべきです。地方へ権限を移譲し、中立性と独立性を保持し、各種審議会の改革をすすめます。

㋐ 四権分立的な思想にもとづいている教育基本法の精神にのっとり、国段階に「中央教育委員会」(仮称)を設置します。中央教育委員会は、教育・文化・科学などについての基本的な方針や政策の策定、教育予算原案の作成、教育条件の全国的な水準と均等性確保に必要な基準の判定、国際交流の促進、地方教育行政機関への指導・助言などを行なう任務を負うものとします。

㋑ 中央教育委員会を補助し、具体的な任務を遂行する機関として、文部省を改組した「教育・文化省」を設置します。また教育・文化省に、社会体育の充実、国民皆スポーツがすすみつつあるので「スポーツ庁」を設けます。

なお、教育・文化省の職員の採用・人事については、教育や文化についての識見を有する者、現場経験を有する者に対して配慮するようにします。

(2) 学習権の生涯保障を裏づける教育財政の確立を

すべての人々がいつでも、どこでも学べる体制をつくり上げるには、財政的な裏づけを必要としています。過度な教育費の負担に国民があえいでいる現状をも変えていくとすれば、私たちは教育財政のしくみだけでなく、一般財政制度の徹底的改革を求めざるをえません。

臨調・行革や臨教審では、国家財政の危機を理由に、私費負担や受益者負担を強化し、公費教育を縮小しようとしていますが、私たちは絶対に許すわけには行きません。今日の国家財政の危機は、大企業優先の政策によってもたらされたものであり、政策転換や不公平税制改革、軍縮によって再建しうるものです。

私たちは、基礎学校教育の完全無償性、修学奨励の拡充、幼児園や大学等の無償化の漸進的な導入、奨学金制度の改革、社会教育における公費負担の拡充、私学助成の拡充、有給教育休暇制などを実現するため、教育財政制度を次のように改革したいと思います。

① 国は、学校教育を含む国民の生涯学習権を保障し、一定の教育水準を全国的に保つために、必要な教育費を確保、適切な財政負担を負うものとします。国は、中央教育委員会が作成する教育予算原案を最大限尊重しなければなりません。

② そのうえで、教育の地方自治や教育行政の地方分権にふさわしい地方教育財政制度を確立し、民主的に運営するようにしなければなりません。自治体の自主財源の確保、地方交付税制度の改革などにより地方財政を豊かにするとともに、教育費が充分に確保されるようにすべきです。

③ 教育費の父母負担や個人負担を大幅に軽減する必要があります。

そのため、当面、私たちは次の点について努力します。

○ 幼稚園、保育所に通っている五歳児の保育料をなくすこと。

○ 公立学校の授業料をなくし、私立高校の授業料を安くすること。

○ 私立大学等の学生に対する奨学制を拡充すること。

○ 国公立大学の授業料の大幅な値上げをやめ、値上げがやむを得ない場合には、物価上昇率に見合ったものにすること。

○ 私立大学などに対する個人の寄付につ

いては免税をおこなうこと。

○　授業料、入学金など必要な教育経費に対して所得からの教育費控除を行うこと。

6　平和・軍縮・国際連帯の教育を

平和・軍縮は二一世紀を控えていま人類がもっとも切実にとりくまなければならない課題となっています。アジアの国々に対して侵略戦争を起こし、多くの人々に犠牲を強いつつ、多くの国民に不幸をもたらした経験を反省し、平和憲法の下で、平和な国際社会の一員として再出発することを決意したわが国は、この平和・軍縮の面において貢献していくべき責任を有しているといわなければなりません。改めて日本国憲法の趣旨に則し、一九八〇年パリで開催された軍縮教育会議が提示し、平和教育の本質的要素である軍縮教育はあらゆる社会分野でおこなわれるべきであることなどを盛りこんだ「軍縮教育十原則」等にもとづきながら、人類がともに生き、ともに育つための教育があらゆる機会においておこなわれる必要があるでしょう。この平和・軍縮教育を徹底するためにも、国際連帯の意義を深くつきつめ、その教育をすすめる努力をすべきです。

臨教審は、平和・軍縮教育についてはまったく触れることなく「教育の国際化」をめざし、その中心に「日本人としての自覚」を育てることを置いています。しかも現実にわが国に存在している在日外国人に対する不当な処遇や差別についての反省もなく、軍事大国化への道にもなんら異議を唱えてはいません。これでは国際大国化、「モノ・カネ・ヒト」の輸出による世界の日本化をめざしたものと批判されてもしかたありません。

そもそも、「平和なくして、教育はない」ことを私たちは深く肝に銘ずべきでしょう。

(1)　平和・軍縮教育の徹底を

わが国の過去における戦争責任を問う教育をすすめなければなりません。それとともに現在における国際的な紛争が武力をもってしては解決しえないことを学ぶことが大切です。そのためには日本国憲法の精神、歴史的意義を私たちがはっきりと確認することが必要です。

②　一二月八日、八月一五日などを「平和の日」として、各自治体において多様な学習活動や行事が行なわれるようにすべきです。

③　平和教育は人権教育と深く結びつけておこなわれるべきです。人間の尊厳をふみにじり、差別による人間抑圧があっては、国際的な平和は根本的には望めないからです。

④　今年（一九八六年）は、「国際平和年」です。この意義をうけとめて、これまですすめられてきたわが国の平和教育をより徹底することが、国際的な責務であると思います。

そのためにも、わが国の学校教育において、教育課程の中に平和教育をしっかりと位置づけなければなりません。

(2)　国際連帯の教育を

①　まずわが国内の少数民族や在日外国人に対する差別や偏見を払拭する教育が必要です。そのためにも在日外国人の教師不採用、外国人学校出身生徒に対する教育機会の不均等などは早急に是正されるべきです。また、とくに在日朝鮮・韓国人生徒でわが国の学校に在籍する生徒への二言語教育を行なうべきです。

②　同時に私たちは大国主義や自己民族中心主義におちいらないために、わが国の文化がアジア、とりわけ東アジア文化圏の中で発展してきたことを認識すること、他民族からの批判や問題指摘を正しく受けとめられるような態度を学んでゆく必要があります。

③　外国語教育の内容と方法を徹底的に見直し、国際連帯に必要な基礎を身につけるようにしたいものです。とくに、欧米言語に偏している現状は改善されるべきです。

国際語である英語教育を小学校から開始

します。この英語教育は、聴き、話すことに徹底することにします。中・高校の英語教育もコミュニケーションを深める内容を中心とします。中・高校においても英語以外の、特に近隣諸国の言語を選択学習できるようにすべきです。大学における第二外国語教育の見直しも必要です。

④ 留学生制度を拡充し、国際社会の中の日本についての理解を深めてもらうとともに、出身国の開発や生活向上を援助するひとつの方法として生かしてゆくことが大切です。とくにアジア諸国からの留学生の受け入れに留意すべきです。

⑤「中国残留孤児」の子どもたち、海外帰国児童・生徒を受け入れやすくする条件を社会においても学校においても作ってゆく必要があります。編入や受験資格などを含め異文化を身につけた子ども・青年が生活しやすいようにしなければなりません。

⑥ わが国の教育の姿を正しく伝え、学歴社会へとつきすすんだわが国の轍を第三世界の人々がふむことのないように、あらゆる機会を通して伝えていくことも国際連帯に通ずるものと考えます。

⑦ 国際的な諸機関との連携を密にし、国際会議の情報を正しく国民に報らせることが大切です。国際人権規約の全面的批准を早く実現しなければなりません。

臨教審の『教育改革に関する第二次答申』にあたって

日本社会党教育文化局長
粕谷照美

一、臨時教育審議会「以下、臨教審」は、本日第二次答申を中曽根総理に行なった。その基本方向は、すでに『審議経過の概要(その三)』で明らかにされたものであり、「高校入試制度の改革」など、最も改革の焦点となっている点を意図的に避けているなど、いぜんとして、教育荒廃の克服を求める父母・国民の期待に背を向けるものである。

しかも、昨年第一次答申を東京都議会選挙の前に行なったことに続き、五月の東京サミットと参議院選挙を前に政治的スケジュールを優先させたことは、総理大臣直属の機関としての臨教審の危険性を自ら示すものである。

一、答申は「二一世紀に向けての教育の基本的な在り方」を述べているが、それは過去と現在についての客観的な正しい分析と評価がなければならない。それだけに、「学制公布以来の我が国戦前の近代学校教育の基本理念が、立身出世・殖産興業、近代化、工業化を通じての『富国』に重点を置いたものであったことは、戦後教育との連続面としてとらえることができる」というのは誤っている。教育基本法の精神は教育の目的をあくまで「人格の完成」におくもので、「富国」には置いていない。

教育荒廃が経済の高度成長とともに深刻化していったのは、教育がこの戦後教育の原点を放棄し、経済成長のための人づくりに従属していったからではなかったか。

一、このように、答申はこれまでの教育、とりわけ政府の文教行政との関わりについて意図的に目をふさいでいるために、「教育荒

廃の諸原因」についても、現象がならべたてられているだけで、父母・国民にはいっこうに原因は見えてこず、したがって、その改革の道筋も明らかでない。

今日、教育を歪めているのは、入試と結びついて人間の評価が点数ではかられ、序列化されていることにあり、それはまた、学歴社会を背景にしていることは共通の認識となっている。このことに臨教審はなぜ切りこまないのであろうか。

一、答申は、「二一世紀のための教育の目標」として教育基本法の役割を述べている。これまでの臨教審の教育基本法の理解に対し強い疑義と批判が出たことによるものであるといえよう。だが、いぜんとして「人権と平和」の観点を欠いている。したがって「世界の中の日本人」がいわれても、「日本社会・文化の個性」や「国を愛する心」が強調され、大国主義・国家主義の本音がのぞくことになる。

一、答申が、「生涯学習体系への移行」をうたっていることは一応評価できる。しかし、「生涯にわたって学ぶ権利」として位置付けられていない。学校教育や入試制度の改革、学歴社会の打破の問題が困難なので生涯学習に逃げこむのであれば、生涯学習は歪められることになる。

一、今日、教育改革にあたって重要なことの一つは、教育現場をはげますことである。日々多忙なうちに苦悩している教職員の創意工夫、子供と向き合う十分なゆとりを保障することこそ求められている。

ところが、臨教審が審議経過の概要で教育現場から強い危惧の念が出された「初任者研修制度」について、それを押し切って答申したことに対し強く批判する。

一、自由化・弾力化をという臨教審は、教育行財政の改革については、まったく及び腰である。法的拘束力を撤廃すべきである学習指導要領については「大綱化」にとどまっている。教育委員会は公選制どころか、準公選についてすらふれられていない。都道府県教育長の文部大臣承認制の廃止すら欠いている。また、教育改革のための財政措置の具体化について、「基本的には今後の課題」として逃げていることはまったく無責任である。

他方、「私立小・中学校設置の促進」をことさらうたっていることは、公教育の縮小、公立学校離れを促進するものとして極めて危険な提起といわねばならない。

一、日本社会党は、第二次答申にみられるこのような中曽根内閣主導の「上からの教育改革」の危険性について強く指摘し、その具体化に反対するとともに、四〇人学級の実現、有給教育訓練休暇制度の確立等々、わが党の政策と一致し、国民的合意が可能なものこそ早急に実施すべきであることを要求する。

最後に、わが党は一九日に「教育改革第一次案」を発表したが、さらにこれを豊富化させ、広範な父母・国民とともに、のびのびとした、思いやりのある、人権と平和に根ざした「共に生き・学び・育つ」教育の実現のために全力をあげてとり組んでいくことを表明する。

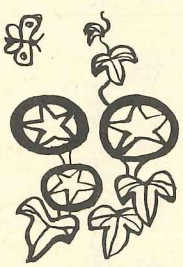

資料

一九八六・四・二五

地方自治法改正案（職務執行命令訴訟制度改悪）に対する衆議院本会議質問

五十嵐　広　三

日本社会党・護憲共同を代表して、只今上程された地方自治法の一部を改正する法律案について総理ならびに関係各大臣にご質問申し上げます。

現行地方自治法は、新憲法と施行日をともにする唯一の法律で、我国の戦後民主主義の基盤をなしてきたものであり、その重要性を忘れてはなりません。

しかるに、このたびの自治法一部改正案による機関委任事務の職務執行命令訴訟制度の見直しは、その最も大切な地方自治の基本ルールを崩そうとするものであります。

本改正案の裁判抜き代執行に反対し、先日、全く自発的に五百人を超える公法学者などの学者、研究者が憲法理念に反するとして要望書に連署し、政府に提出したのも、この制度見直しが地方自治を後退させるものであることを強く懸念したためにほかなりません。

機関委任事務というのは誠に疑問の多い制度であります。地方自治法の規定を全部ひっくりかえしても「機関委任事務」という文字はありません。

先日も内閣法務局のある幹部のお方が論文の中で「現行法制上、国の機関とする規定もなく、任命行為もないのに、単に事務を処理する権能が法律等により与えられただけで、国の機関になるということは、およそ考えられないことである。都道府県知事が任命制であった戦前の地方制度を、そのまま引き継いで制度を作ったことによる、一種の錯覚ではないだろうか」と述べていました。

今日では単に地方団体関係者や、学者だけでなく、この方のように広く中央官僚の中にも、機関委任事務への否定的な意見が多いのであります。そこで自治大臣にまずお聞き致しますが、機関委任事務というのは、一体なんなんですか。その根拠はなにですか。正確には何件あるのですか。

このわけの判らない機関委任事務なるものは、法律・政令などで一方的に事務を押しつけて、上級行政庁として知事・市長らを命令・指揮監督しながら、財源の付与は不十分で常に超過負担、別に任命されたわけでもなくもちろん給与の支給もない。しかも知事や市長たちがめったにないことですが、例えば人権よう護上、政府と意見の対立をして協力できない事務が生じますと、怠ったとして代執行と罷免の制度まで用意されているのであります。

このたびの改正案の中心は、この国の職務執行命令制度が、これまでは二度の裁判を経た上でなければ代執行できなかったものを、こんどは裁判に時間がかかるというので、司法の判断抜きにして、行政だけの判断で実施するように改めようとするものです。

現行代執行制度は生れてから四〇年近くたっていますが、この間、実際に代執行が発動されることになり、それに対する裁判の判決が出されたのはただ一度、昭和三五年のいわゆる砂川事件の最高裁判決があるのみですが、この時の判決は現行制度の主旨を明解に説いているのであります。

即ち、「機関委任事務の関係における、地方公共団体の長に対する国の指揮監督を、役所内部の上意下達のように行うのは、地方自治体の本来の自主独立性を害するものであり、憲法で定めた地方自治の本旨に、悖る恐れがある。そこで、知事や市町村長の、本来の地位の自主独立性を尊重するということと、一方、国側の、委任事務を処理するための、指揮監督の実効性を確保することとの間に、どうしても調和をはかるために、職務執行命令の訴訟の制度を採用したものだ」とおよそこのように述べて、この条文によって裁判所が関与するのは、国と、自治体の長の間に意見が対立した時などに、裁判所がその中に立って、国の指揮命令が適法であるかどうかを判断し、適法と認めた時に、始めて代執行権が行使できるようにして、その調和を図ったものであることを明らかにしたのであります。

自治大臣、以上の判決の趣旨に照しても、司法の関与を抜き取る代執行制度見直しは肝心の地方自治との調和を欠き憲法の趣旨にも背くことになると思うが、いかがですか。

このたびの改正案で、地方自治体の長の罷免制度が廃止され、機関委任事務への地方議会及び監査委員の関与を認めようとすることについては、遅きに失したとはいえ評価を致したいと思います。

もともと住民から公選された長が、中央政府から罷免されることがあったなどということは、驚くべきことであります。また機関委任事務への議会の関与や監督委員の監査にしても、今日、各地方自治体は事実上、何の差別もなく取り扱っているのが実体でありまして、いずれも改正は当然のことであります。

この改正案では、「他の方法で是正を図ることが困難で、それを放置することにより、著しく公益を害することが明らかである場合」に代執行するのだとされていますが、その内容が全く判らない。

行革審の答申では「万が一、生じた場合」などと述べているのですが、自治大臣、是非発動する場合を具体的に、例えばこの事務のこういう場合なのだと国民に判り易いように例示して下さい。

制度はどんな制度でも一旦設けられれば、生きて動き出し地方自治体や国民の権利・義務に重大な影響を与えるのですから、制度論としてなどという抽象的な答弁でなく、明確にお答えいただきたいと思います。

六〇年度防衛白書にもありますように、防衛庁はかねてから「有事法制の研究」を手がけ、有事に際して自衛隊の円滑な行動等を確保する上で、法令上問題があるとする各省庁にまたがる条文をすべてチェックし、これを明かにしています。

例えば、部隊移動のためには道路法第二四条他二条、陣地構築のためには、海岸法第七条ほか二条、河川法第二四条ほか六条、森林法第三四条、自然公園法第一七条ほか六ケ条となっています。

また建築物の利用のためには建築基準法第一八条ほか一一ケ条、野戦病院のためには医療法第七条ほか九ケ条など、戦死者の埋葬のために墓地、埋葬等に関する法律第四条、五条などに至るまでここに示めされているのであります。

もちろん、これらの法律に基く事務は、国の機関委任事務として地方が行うことにもなるものですが、防衛庁長官、これらの自衛隊の行動上問題あるとする法律について今後どのようにしてこれにどう対応する考えであられるのかお伺い申しあげます。

このさいぜひお伺いしておきたいのは、逗子・三宅島問題です。

逗子市では米軍住宅建設に対する緑の保護をめぐりこの一年半、市長選と二つのリコール投票が行われた。それらの全体を併せ考えると、逗子市の市民が緑の保護を強く望んでいることがよく理解できるのであります。

三宅島のNLP、即ち米軍艦載機の夜間発着訓練飛行場の建設問題では、寺沢村長や村議会は強固にこれに反対し、在島有権者の八五%が反対の署名をしています。

逗子の場合は主婦を中心にした生活実感に

基づく市民運動であり、三宅島の場合は島民の生活を賭けたまさに全島ぐるみの住民運動であります。いずれも自分たちの住む地域の幸せを自分たちでつくっていこうということから生れる運動であって、イデオロギー闘争とは異なる次元のものであります。

防衛庁長官、逗子、三宅島問題について、従来の方針にこだわることなく弾力的に柔軟な発想で対応をする考えはありませんか。

或いは、あくまで自治体の長や住民が同意しないのなら、住民の意志をけちらしてでも国の意志を強行すると考えているのですか。また、自治大臣はどのような思いでこれをご覧になっているのですか。お答えをいただきたいと思います。

これに関連して、さきに小沢自治大臣の「リコール制度見直し発言」が波紋を呼んでいますが、この際真意を明らかにして下さい。

今日、都道府県の総事務量の約八割、市町村の約五割は国からの機関委任事務と言われています。この膨大な機関委任事務には必ず中央政府の不要な干渉が存在し、このため自治の侵害はもとより、国と地方の往復事務は煩雑を極め、二重行政、二重監督の弊害は枚挙にいとまありません。

行政効率の上からみても最も不合理かつ有害な存在であり、地方団体や地方制度調査会がいうように、自治分権の視座に立って、その廃止をめざして抜本的改革を行うことこそが真の行政改革の本命と申すべきと思いますが、総理並びに自治大臣いかがですか。

さて、総理、あなたは今国会に「安全保障会議設置法案」を提出し、内閣の権限を集中強化しようとしています。さらに、政府・与党の首脳会議の方針によれば、国家秘密法案を再び今国会に提出する動きがあるようです。そして、またこの機関委任事務の裁判抜き代執行制度による中央権力の地方への貫徹が提案された。これら一連の措置は、まさに危機管理体制の確立であり、そのための権限の一点集中と、それを阻害するものを排除するためのものであり民主主義体制に逆行する中曽根政治の本質を示めしていると思うが、総理いかがですか。

また、国家秘密法案は、再提出すべきでないと思うが、与党総裁の立場も含め提出の意志があるのかどうかもお伺いして、私の質問を終える次第であります。

今回の改正案に突然入ってきたものに、選挙管理委員の罷免制度があります。行革審の答申にはない、地方制度調査会の答申にもでてこないのに、にわかに思い出したように議会による選挙管理委員の罷免制度が提出されてきました。

世間では、タイミングからみて一部地方選管が協力しない場合に備えたもので、どうも定数是正なし選挙の布石でないかなどという声もありますが、いかがですか。

最後に、最近の異状な円高対策など重要問題が山積する折柄ダブル解散なぞ行う余地があるはずがないと思うが、このさい総理のご決意を伺って私の質問を終えたいと思います。

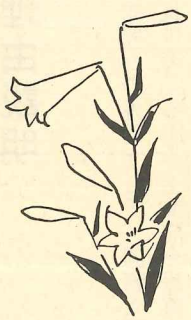

一九八六・四・三〇（談話）

ソ連の原発事故について

アメリカのスリーマイル島原発、イギリスのセラフィールド再処理工場等に引き続いて、ソ連のチェルノブイリ原発が悲劇的な大事故を起こしたのはきわめて重大である。

日本社会党の、原発を認めない「中期エネルギー政策」と運動方針の正しさが、改めて実証されたといってよい。

日本の原発も諸外国の原発も、様式に多少の違いはあっても基本的なメカニズムに大差はなく、とり返しのつかない大事故の危険性を秘めているだけに、これを機に、日本も世界各国も、大量の死の灰を生み出す原発の建設と運転については、根本的に再検討することを要望するものである。

当面日本では、稼動率を四〇～五〇％に落している火力発電所をこそ優先稼動させ、原発は停止して総点検にはいるとともに、建設を中止すべきである。

日本社会党
書記長　田辺　誠

一九八六・五・一五

「中小企業庁設置法」の提案理由説明

ただいま、議題となりました日本社会党・護憲共同提案の「中小企業庁設置法」につきまして提案者を代表して提案の趣旨についてご説明申し上げます。

今日、我が国の経済発展における中小企業のしめる地位は、極めて大きく重要な役割を担ってきており、今後の中小企業の成長が日本経済の動向を大きく左右すると言っても過言ではないでしょう。

しかしながら、日本経済の担いてとしての中小企業を取り巻く環境はご存じの通り極めて厳しい情勢にあり、中小企業施策の抜本的見直しと、強化是正が求められているところであります。

それにはまず、中小企業施策の拡充強化をするために、閣議の場において中小企業問題の全般について認識と理解を求め、各関係省庁にまたがっている中小企業の施策を、統一的に総合調整させ、効率的に推進しなければなりません。そこで、中小企業者の組織の整備、中小企業の経営の近代化、中小企業の助成その他中小企業に関する行政を総合的に推進するため、総理府の外局として、国務大臣を持ってその長に充てる中小企業庁を設置する必要があります。これが「中小企業庁設置法」を提案する理由であります。

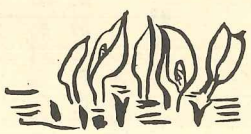

次にこの法律案の内容を御説明申し上げます。

中小企業に対する総合政策を強力かつ効果的に実施するため、中小企業庁を総理府の外局として設置し、専任の大臣を置くこととする等、つぎのように中小企業行政機構の拡充と権限の強化を図るものといたします。

第一は、総理府の外局として、中小企業庁を設置し中小企業庁は、中小企業の振興及びその従事者の経済的社会的地位の向上を図り、経済社会の均等ある発展に寄与するため、中小企業者の組織の整備、中小企業の経営の近代化、中小企業の助成及び振興その他中小企業に関する行政を総合的に推進することを主たる任務としております。

第二は、中小企業庁の所掌事務及び権限についてであります。中小企業庁は、中小企業の育成及び振興を図るための基本となる施策を樹立し、推進すること。その他、中小企業の組織、近代化、技術革新、人材の確保、資金の融通の他助成、関係省庁との調整などに関する事項の事務及び権限をもつこととしております。

第三は、中小企業庁の長は、中小企業庁長官とし、国務大臣をもつて充てることとし、中小企業庁長官は、所掌事務に関し、関係行政機関の長にたいし必要な資料の提出及び説明を求めることができることとしております。

そして中小企業庁長官は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、中小企業に関する行政の総合的推進に係る重要事項について勧告し、及びその勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができ勧告した重要事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し当該事項について内閣法第六条の措置がとられるよう意見を具申することができるものとしております。

その他、関係法律の整備をすることとしております。

以上わが党提案の法律案の趣旨及び主たる内容であります。

何卒、賢明な各位から慎重な御審議を賜り速やかに可決されるようお願い申し上げます。

一九八六・五・二一

当面の円高対策について

政府自らの責任で招いた急激な円高の進展は、中小企業をはじめわが国の産業経済、国民生活に深刻な影響をひろげつつある。今国会中さまざまな角度からその対策の緊要性が論議され、われわれも再三にわたって政策要求を行なってきたにもかかわらず、政府の対応は無為無策に終わっている。しかも円高克服の抜本策として重要な財政出動による内需拡大策を怠り、特にわれわれの大幅減税要求についても与野党合意を実行せず、逆に大型間接税などの導入を準備している。このままでは国民の先行き不安は深まるばかりである。

こうした事態はすべて中曽根内閣の怠慢と無責任から生じている。行政として果たすべき責任を果たしていないということである。したがってわれわれは、国会終了後においても、政府が緊急に対処すべき左記の各項の速やかな実施を要求するものである。

記

一、円相場の適正水準の回復

円相場はすでに適正水準を大幅に超えている。政府は円相場の適正水準を回復するため、

各国と協調体制を確立し、ドル買い円売りの逆介入を強力かつ機動的に行なうこと。

二、内需拡大策の実施

1　六十一年度公共事業は、上期集中執行を行なうことになっているが、その執行に当たっては、用地購入費が少なく投資効率の高い事業を優先するとともに円高不況地域に重点配分をすること。

2　金利負担を軽減するため、公定歩合の引き下げが末端金利に連動するよう措置すること。

3　内需拡大に大きく寄与する労働時間の短縮を図るため週休二日制の徹底、有給休暇の完全消化等を促進すること。

4　地方財政対策を強化し、特に不況地域対策に万全を期すること。

5　内需拡大のため、所得税・住民税の大幅減税と政策減税や公共投資の追加等が必要であり、また社会保障給付の改善を進めるべきである。その財源は建設国債の発行、不公平税制の是正などによることとし、参議院選挙終了後ただちに、与野党協議を進め大型補正予算の編成に取り組むこと。

三、中小企業対策

1　政府系中小企業金融機関の融資について既往分を含め貸付条件の緩和を図ること。

2　特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の弾力的運用を図り、①金利の引き下げ、②対象業種の拡大、③償還期間の延長等を行なうこと。

3　円高差損を理由として、親企業から不当な圧迫を受けている中小企業を守るため、独禁法および下請代金支払遅延等防止法の運用強化を図り、親企業に対する監視・指導を徹底すること。

4　中小企業向け官公需の増大を図ること。特に、円高の影響を受ける中小企業に対しては優先発注を行なうこと。

四、円高差益の還元

1　円高メリットを受けている産業・業界については、政府が責任をもって実態を調査し、国民の目に見える形で早急に円高メリットを消費者に還元すること。

2　石油製品をはじめ差益の生じている物資については早急に還元を促進する措置を講じること。特に政府関与物資については速やかに国民に還元すること。

3　電力・ガス料金については、差益還元に加え、原価の洗い直しをし、料金制度の見直しを早急に行なうこと。

日本社会党
公明党
民社党
社会民主連合

一九八六・五・二二

戦後処理問題に関する申し入れ

政府は「戦後処理は終わった」との政府・与党の了解事項を盾に、戦争犠牲者にたいする公平な救済措置を頑強に拒否している。

わが党は、国民各階層から多くの要求が出されている以下の事項について憲法第十四条の精神に基づいて速やかに措置するよう強く要求する。

戦後処理に関する要求事項

一、緊急に具体化すべき事項

(1)　シベリア抑留者に対する補償

シベリア抑留者の補償問題に関しては、全国抑留者補償協議会が裁判で係争中であり、今年九月にも結審の予定である。

一方、「年限別一時金給付」の議員立法が一部で検討されているが、政府が反対したために提案にいたっていない。

このような情勢下において、わが党は、全会一致の賛成による委員長提案による以外に早急な立法措置を講ずることは困難であると判断し、「年限別一時金給付案」に対し、①給付年限の上限を引き上げる、②無利子交付の国債を有利子にする、③交付対象を軍人恩給並に孫まで拡大する－などの改善案を提起したうえで、積極的に意見調整をはかり、全会一致の成案を得るよう努力する決意である。したがって、政府は、シベリア抑留者に対する補償措置を求める法案の成立に誠意をもって対処すること。

(2) 原爆死没者の遺族に対する弔慰金の給付

原爆死没者に関しては、現在、衆参の社労委員会の決議に基づいた調査が行なわれつつあり、弔慰金についても同委員会において決議を得ている。このような現状を踏まえ、政府は、速やかに原爆死没者の遺族に対して弔慰金を給付するよう措置すること。

(3) 軍人恩給欠格者に対する一時金支給

現在、受給年限に達しないとの理由で多くの国民が軍人恩給欠格者として救済措置の対象から除外されたまま放置されている。これに対して、一部で検討されている軍人恩給欠格者に対する一時金支給の法案は、極めて不十分である。わが党は、軍人恩給欠格者に対する一時金支給の措置について、「三年以下の欠格者」に対する措置を含め、シベリア抑留者の補償条件と同様の措置を講ずる等、意見調整をはかり、全会一致の成案を得るよう努力する決意である。したがって、政府はこの法案の成立に誠意をもって対処すること。

二、引き続き調査し、実施を検討すべき事項

(1) シベリア抑留加算を見直すこと。

(2) 軍人恩給欠格者に対する年金通算を行なうこと。

(3) 一般戦災者の遺族に対する措置を講ずること。

(4) 中国東北部（旧満州）関係者に対する措置を講ずること。

(5) 台湾の元日本兵に対する補償措置を講ずること。

(6) その他在外資産等に対する措置を講ずること。

右、申し入れる

一九八六年五月二二日

日本社会党委員長　石橋政嗣

戦後処理問題対策特別委員会委員長　大原亨

内閣総理大臣　中曽根康弘　殿

一九八六・五・二三

社会・公明両党会談メモ

一、中曽根首相の憲法を無視し、議会制民主主義をじゅうりんした政治姿勢に対し、われわれは断固たる決意で対処する。

二、先に社公党首会談で確認した八〇年代後半における連合政権の協議の中の主要政策について、流動的な政治情勢に柔軟に対応しつつ、政審会長レベルで協議を進める。

三、政審会長レベルの政策協議をふまえて国

政選挙において出来る限りの選挙協力を検討するため両党選挙責任者間の協議を開始する。

一九八六年五月二三日

一九八六・五・二九

社・公政審会長会談の確認

一、一九八五年（昭和六〇年）一月一二日の社公両党書記長会談ならびに同年二月二一日の両党党首会談の確認において、社会、公明両党は、一九八〇年一月の政権合意をふまえ、八〇年代後半における連合政権を想定した政権構想について協議の場を設置した。

一、両党政審会長の協議は、護憲、反核兵器、軍縮、議会制民主主義の擁護の基本に立って、日米安保条約、自衛隊、原子力発電、対朝鮮半島政策等八〇年代後半の時代認識と内外の情勢をふまえての現実的取り組みについてである。今回の協議では、これらの課題について、社会党から現実的対応への努力の表明はあったが、いまだ意見の一致をみることはできなかった。しかし、今後も誠実に協議を続行することとした。

一、今回の協議においては、

① 憲法擁護、政治倫理の確立と議会制民主主義の擁護発展につとめ、政治に対する国民の信頼回復をはかること。

② 反核、軍縮の立場から当面、とめどもない軍拡に歯止めをかけ、少なくとも防衛費の対ＧＮＰ比一％枠を堅持すること。

③ 大幅減税、積極的な財政出動を柱とする内需拡大によって景気の回復をはかり、国際経済摩擦の解消につとめ、国民の負担を軽減し、ゆとりある生活を保障すること。

が、合意された。

一、両党政審会長は、中曽根首相の憲法を無視し、議会制民主主義をじゅうりんした政治姿勢に対し、断固糾弾する。

同時に、自民党政権の改憲、防衛力増強、金権・腐敗、大衆増税、福祉後退、円高不況対策の無策に代表される経済財政政策の失政等を厳しく追及する。

一九八六年五月二九日

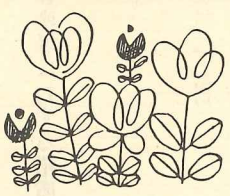

編集後記

この政策資料が届く頃は日本列島は北から南から、衆・参同日選挙で燃えに燃えていることでしょう。最後の最後まで必勝のためにがんばって下さい。

さて、今回の同日選挙の政策争点は減税問題をはじめ、円高、福祉・医療・教育、地域開発など多くの課題が選挙戦のなかでたたかわれていると思います。自民党のいう〝安定多数確保による政局の安定〟――つまり〝強い国家づくり〟のためには選挙戦のなかでなりふりかまわぬ〝公約〟が乱発されそうです。

目立たない地味な課題だが〝みどり〟問題もその一つ。自民党は「みどり豊かなふる里づくり」といいながらも、中曽根首相のいう〝みどり〟は大阪でひらかれる「花と緑の万博」しかありません。それはいまわが国がかかえている森林・林業の活性化への課題にはなんら応えるものではありません。

いま、世界の森林は発展途上国では焼畑農業で急速に消滅し、また、ヨーロッパでは酸性雨で息も絶え絶えの状況にあり、このままでは二十年後には世界の森林の三〇%は失われるだろうといわれている。

日本も例外ではなく木は植えても人手不足資源不足から間伐、保育の手が届かず、〝モヤシ〟のような森林が増え、災害に弱く、公益的機能を果す森林としての価値も半減しています。都市の〝みどり〟も守り育てられるどころか、乱開発の嵐にさらされています。人間の生存にとって欠かせない森林、二十一世紀にむけて人類の課題は平和な国際環境づくり、森林資源の再生・充実による環境問題の解決だといわれている。資源の乏しい、公害の多いわが国では、森林資源は再生可能な唯一の資源として活用すべき貴重なものです。木材は輸入できても森林（みどり）は輸入できません。

選挙戦のなかで多くの政策論がたたかわされることでしょう。森林（みどり）の重大な争点の一つです。必勝のためがんばって下さい。

（K）

政策資料編集委員会

委員長　嶋崎　譲

編集委員　細谷治嘉　岡田利春
武部　文　佐藤観樹
木島喜兵衛　森井忠良
島田琢郎　清水　勇
戸田菊雄　松浦利尚
村沢　牧　矢田部　理
安恒良一　高杉廸忠
佐藤三吾　日野市朗
五十嵐広三　福間知之
瀬尾忠博　沖崎利夫
小林高摩三　渡辺　博
佐間田勝美
船橋成幸
片山甚市　渡辺三郎

兼事務局長
会計監査

「政策資料」購読料のお知らせ

定価　一部　三〇〇円
送料　一部　五〇円
年間購読料　四二〇〇円（前納）
ご送金は左記へお願いいたします。
郵便振替　東京8－80821
又は
大和銀行　衆議院支店
普通　2038888
日本社会党政策審議会

絶賛発売中

中期社会経済政策

—われわれならこうする—

主な内容

〈第一編・総論〉
完全就業と人権・福祉の二十一世紀をめざして

第一部　中期社会経済政策の目標と手段
第二部　中期社会経済政策の三つの基本手法
第三部　中期政策を具体化するための諸条件

〈第二編・重点課題〉
社会的成長をめざして——人間復権のために

第一部　福祉社会の創造
第二部　変化への挑戦

結び　自立——人間復権のために

頒　価　1,200円（送料1冊250円）
A5判　324頁

発行／日本社会党政策審議会
東京都千代田区永田町2-2 衆議院第1議員会館内
電話 東京03（581）5111番（代表） 内線3880～4番
郵便振替口座 東京8-80821

昭和50年10月９日第三種郵便物認可
1986年７月１日発行
政策資料第２３８号
毎月１回１日発行

編集人　　政策資料編集委員会
発行人　　嶋　崎　　譲
発　行　　日本社会党政策審議会

〒100
東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話　東京03(581)５１１１ 内線3880～４

定価300円（送料 50円）